

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めます。

日程第1、一般質問を行います。発言通告のあった議員は、1番 菅野修一議員、2番 星川薫議員、6番 奥山格議員、7番 青野隆一議員、8番 鈴木由美子議員、10番 小関英子議員、11番 塩原未知子議員、12番 伊藤浩議員、14番 鈴木清議員、以上の9名であります。

発言の順序は、議長より指名いたします。なお、質問、答弁を含め、1議員1時間の持ち時間制となりますので、質問に対する当局側の答弁は、質問者の時間制約もありますので、ご協力をお願いいたします。

まず、8番 鈴木由美子議員の発言を許します。鈴木由美子議員。

〔8番 鈴木由美子 議員 登壇〕

◎8番(鈴木由美子議員)

おはようございます。通告にしたがい、6月定例会一般質問を行います。

私からは、学園構想と本市の産業発展及び都市計画について、8項目質問させていただきます。

初めに尾花沢市が期待する子どもたちの将来とは、どのようなものでしょうか。

教育は将来の国、県、市町村の発展維持のための人材を育てる、重要な事業と理解しております。以前から進められてきた学校教育検討委員会からの提言や、各地区からいただいた意見を踏まえ、令和3年3月に教育委員会の基本方針を決定されております。このたびは、教育委員会の基本方針について、4月に総合教育会議に示され、その基本方針を尊重し、市の考えを提示するため、尾花沢市小中学校のあり方に関する基本方針(案)が決定されました。基本方針案では、1つ、共同的な学びを重視するなど、学習方法の変化に応じた教育活動の活性化を図る。2つ、出生数減少の推移を受けた学校の適正規模、教職員の配置を目指す。3つ、尾花沢市学校教育検討委員会の提言を重視した方針とする。以上の3つの方針が示されました。どのような人材教育を目的にし、将来の社会人育成につながるのか、市が考える具体的な教育ビジョンをお聞かせください。

次に、ものづくり教育を取り入れてはどうでしょうか。本市のまちづくりや産業の活性化には、人材確保が不可欠であるとの企業からのご意見をいただい

ります。また、楽しみながら、ものづくりへの興味や学習意欲も湧くようにと、企業で小中学校へのプログラミング出前講座も考えていらっしゃると思います。本市の誇れるものづくりである、農業や商工業に結び付くような探究型学習として、学習指導要領などによらない教育課程を授業として取り入れる、教育課程特例校申請をすることで、一人ひとりの個性を見出す、特色ある教育が可能と考えますが、本市で教育課程特例校申請のお考えはあるか、お聞きしたいと思います。

次に学園構想の教育プランとはどのようなものでしょうか。

県立北村山高校の特色ある高校教育の実現に向けた探究型学習の充実について、令和4年度の重要事業の要望に盛り込まれております。高校への地元入学者の確保に向けても、小中学校の一貫した特色ある教育が必要だと考えます。そのために、市のリーダーシップのもと、地域の特色を生かす、現実に即した具体的な教育プランを示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、コミュニティスクールへの取り組みについてですが、企業、地域、学校、行政の連携を一層促進させるためには、文部科学省の推進するコミュニティスクール、学校運営協議会制度への取り組みも必要ではないでしょうか。お考えはどのようでしょうか。

5番目に、本町地区のコンパクトなまちづくりについてですが、都市計画において、学校建設地は中核を担うものであり、学園構想に沿った周辺整備が必要です。また計画的に周辺整備が継続されなければ、今後のコンパクトなまちづくりにつながらないと考えます。学校建設候補地については、コンパクトなまちづくりを踏まえた候補地となっているのかお聞きしたいと思います。

6番目に、統廃合後の旧校舎の利用計画などはどのようなでしょうか。

学校統廃合にあたり、使わなくなった学校の解体や利用方法の検討は、同時進行で計画してほしいという市民からのご意見もあります。解体や廃校の利活用について、どのように進めていくお考えでしょうか。

また指定避難所である学校が廃校となった場合の避難所について、今後どのように計画していくのかもお聞きしたいと思います。

7番目に、パレットスクエアについてですが、令和3年3月末に、パレットスクエアの賃貸契約が終了し、今後は老築化した建物を解体したいとのご意向があるとお聞きしましたが、ABESAはもちろんのこと、

尾花沢唯一の温水プールがなくなることで、本市の魅力が減ることを懸念する市民の声があります。尾花沢市小中学校のあり方に関する基本方針（案）では、尾花沢市学校教育検討委員会の提言を尊重した方針とするとの方針が示され、新しい学校には25mプールのほか、低学年や幼児用も併設し、夏季休暇中は市民プールとしての機能を持たせた、児童、生徒向けにこの要望があるようです。このたびのパレットスクエアの件を踏まえて、中学生、高校生の部活動や、大人の健康づくりの観点からも、誰でも利用できる市民プールとしての運営を検討していく必要があると考えますが、市のお考えをお聞かせください。

8番目に、ビジネスや観光滞在についてですが、パレットスクエアは、尾花沢鉄道があった時代から、尾花沢の玄関口として、今でも周辺住民から駐車場という愛称で親しまれてきた場所です。更地となった場合、悲しむ市民が多くいらっしゃいます。一方で、市内には、国内外の大手企業と直接取り引きされている企業があり、取り引きに係る人的交流が盛んです。出張してきている方は、長期滞在の場合も多く、本市の宿泊先が限られていることもあり、市外のビジネスホテルを利用せざるを得ないということがあるとお聞きしております。最近では、個人の時間を大切にしたい傾向があり、その需要を満たすためのビジネスホテルの誘致を求む声があります。仕事や観光目的で市内に滞在される方が増えることで、一定の経済効果もあると考えますが、市として、パレットスクエア跡地にビジネスホテルを誘致するお考えはあるかお聞かせください。

以上ですが、ご答弁よろしくお願いたします。

◎議長（大類好彦議員）

市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長（菅根光雄君）

おはようございます。鈴木由美子議員からは、8項目についてご質問いただきました。

①尾花沢市が考える教育ビジョン、②のものづくりに関する教育、④コミュニスクールについては、教育委員会より答弁していただきます。

はじめに、探求型学習の充実についてお答えします。

小中学校においては、改訂となった現在の学習指導要領をもとに、探究型学習の充実を図っています。実生活において課題を見つけ、その解決に向けて情報を収集し、考えをまとめ、課題を解決するという、一連の学びの流れを、子どもたちに身に付けさせることで、社会を生き抜く力を備えた子どもたちを育てることを

目指しており、今年度は、地元企業についての理解を深めるため、中学2年生を対象とした職業ガイダンスや、教職員を対象とした研修会を計画しております。

県立北村山高等学校においては、生徒が本市のさまざまな産業や暮らし、地域の課題や魅力、さらには未来に対する探究を深めるため、高校独自の学校設定教科、地域考究による、地域課題解決型の学習に力を入れていると聞いております。また、今年度、本市と北村山高等学校が連携して新たに開講する、ジモト大学尾花沢キャンパスは、生徒が地域活動に積極的、主体的に係わることによって、地域の魅力や課題を知り、かつ、地域で活躍し、輝いている人たちと一緒に活動することにより、まさに探求型学習の求める自らの気づきや学びを促していくものです。これは、若者の地元回帰を図る目的の事業であり、本市の未来を担う人材の育成と定着につながるものと期待しているところです。

今年度スタートした第2期尾花沢市総合戦略では、「ふるさと一番！定住促進プロジェクト」を掲げ、企業や団体、地域、学校、行政が連携しながら、若者の地元定着とふるさと回帰につながる施策を展開していくこととし、尾花沢で生まれ育った子どもたちが、小中高校生、そして、若者として成長し、さらには子育て世帯になっても、常にふるさとを愛し、この地で活躍するという、地元回帰や定着のためのライフサイクルの循環を作っていく必要があります。これこそが、地域の特色を活かした、小中高一貫した教育プランであると考えています。子どもたちが高校生までの成長過程において、地域で活躍する多くの人々との世代を越えた交流と学びをとおして、地元企業と地域の魅力を知り、一人ひとりが自らのキャリアデザインを実現することによって、未来の本市を支え、地域づくりに貢献する子どもの育成につながることを大切にしたいと考えております。

次に5番目の本町地区のコンパクトなまちづくりについてです。

現在策定中の「第2次都市計画マスタープラン」における全体構想では、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に沿ったまちづくりを進めるため、本町地区においては、公共施設等の最適な配置や、空き家、空き地問題の課題を検討し、都市機能の効果的な集約や居住地域等用途区域の再編と集約化を図ることで、利便性の高い暮らしを実現することを目標としています。

学校建設の候補地については、昨年度に、保育所と

小学校を一体的に整備することについて、学校教育検討委員会から提言をいただきました。これを受け、小学校に隣接した形で、中学校の建設が可能となる面積を有する場所を、都市計画区域内のどのエリアに確保できるのか調査いたしました。

調査結果については、先の3月定例会の総括質疑でお答えしたとおり、消防署、警察署の北側周辺、診療所と長寿園の北側、旧警察アパートの南側周辺、尾花沢農産加工の北側周辺と、大きく3つのエリアの中に候補地として5ヵ所抽出いたしました。

議員からは、コンパクトなまちづくりを踏まえた候補地となっているのかとのことですが、学校建設はこれからのまちづくりにとって大きく影響します。最も重視すべきことは、子どもたちの教育環境と考えております。

現段階では、保育園、小学校、中学校が一体的に建設可能となる面積要件でのみ抽出しておりますが、今後、建設場所の選定作業を進めるにあたっては、子どもたちの教育環境や各地区からのアクセスに加え、未来のまちづくりの視点も含め、各候補地のメリット、デメリットを十分精査しながら検討してまいります。

次に、統廃合後の旧校舎の利用についてお答えいたします。

市が所有する、校舎も含めた耐震基準不足の公共施設、つまり昭和56年6月1日以前の旧耐震基準に基づき建築された施設については、昭和30年11月に策定した尾花沢市空き公共施設解体計画に沿って、順次解体することとしております。

当該計画の旧校舎の解体スケジュールですが、旧名木沢小学校の校舎解体を令和2年度に完了し、今年度は旧明徳小学校の解体に着手いたします。その後、旧高橋小学校、旧福原中部小学校、旧常盤小学校の順に解体を進め、令和5年度には完了する計画でおります。

空き校舎の利活用については、これまでも「空き公共施設の利活用に関する基本的な検討行程」に基づき、行政での利用、地域での利用、民間企業等での利用という順番で利活用について検討してまいりました。最近では、旧名木沢小学校体育館を名木沢生涯スポーツ交流センターに、旧鶴子小学校を鶴子交流施設にリニューアルし、地域の方に活用いただいております。また、旧玉野中学校については、地区公民館を移設し、地域コミュニティの拠点としての活用に加え、放課後児童クラブとしても利用しております。

統合後の旧校舎の利活用については、閉校に合わせて、利活用についても一緒に検討を進めることが理想

ですが、地域との話し合いによっては、時間を必要とする場合もありますので、今後とも、地域との話し合いを大事にしながら利活用について検討したいと考えております。

また、指定避難所である学校が廃校となった場合の避難所の取り扱いについては、廃校後に地域で利活用されている、上柳健康増進施設、名木沢生涯スポーツ交流センター、鶴子交流施設、玉野地区公民館などは、新しい施設として生まれ変わった後も、引き続き、指定避難所として指定し、資機材の配備などを行っています。

施設の廃止が進むことに伴い、指定避難所の配置が課題となってまいります。今後とも、廃校後の施設の利活用等と併せて、避難所機能についても、地域の方々と十分に協議、検討を重ねながら、指定避難所の再配置を進めてまいります。

次にパレットスクエアのプールについてお答えします。

学校建設に伴うプール整備については、基本方針案では、統合した小学校に25m規模のプールを整備する考えであり、また低学年から幼児まで使える補助プールの併設を検討するとともに、夏季休業中は市民プールとしての活用についても検討していくとしています。

プールを整備する目的は、第1に学校で児童が水泳授業を行うためのものになります。今後、小学校建設に向け、具体的なプール整備について検討していくこととなりますが、水泳授業で十分な活用が図られる規模のプールを整備し、その上で将来保育園や中学校の隣接を考えると、補助プールの整備や夏季休業中の市民プールとしての活用についても検討していく考えです。

議員からは、大人の健康づくりでも活用を図り、完全な市民プールとして運営してはどうかとのことですが、今後、プール整備を具体的に検討していく中で、一般の方のニーズについて調査分析しながら、財政負担の問題もありますので、市民の健康づくりでの利活用も含めて、どのような方法が望ましいか研究してまいります。

次に、8番目のビジネスや観光滞在についてお答えします。

パレットスクエアは、民間法人所有の土地、建物となっており、現在入居中の子育て支援センターやABESA等の公共施設や関係機関等の今後の方向性については、そのあり方等も含めて協議しているところで

市内にビジネスホテルの誘致とのことですが、当該跡地については、市の所有地ではなく、現在の所有者がおりますので、市としての現段階で跡地について具体的に申し上げる状況にはありません。

なお、市内の企業においては、全国から多くの関係者をお迎えする機会があり、その際の宿泊は、市内のビジネスホテルでは収容人数に限りがあることから、市外に宿泊されている方も多いと聞いております。また、観光面についても、銀山温泉では、单身の方の宿泊が課題となっており、要望に応えられないこともあると聞いております。

今後は、花笠高原荘等の既存施設を活かす方法や、市内にあるビジネスホテルや旅館の規模拡大等の意向も踏まえて、さまざまな観点から検討していくべきと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは私のほうから尾花沢市が考える教育ビジョンについてお答えいたします。

本市が目指す教育ビジョンの根本は、令和3年2月の総合教育会議で決定した、教育等の振興に関する大綱であり、今後5年間の目標となります。本市の教育大綱では、「尾花沢の未来をひらく いのち輝く 人間の育成」を基本目標に掲げ、またこの大綱をもとに策定している市の学校教育全体構想では、めざす子供像として「自らの未来を自らの力で切り拓く、たくましい児童生徒」の育成を目指していく考えであります。この学校教育全体構想には、具体的な取り組みなども記載しており、毎年作成し全児童生徒を通じて各ご家庭にも配布しております。

こうした子どもたちを育成していくための学校のあり方として、現代の学習法が変化していることを踏まえ、尾花沢市小中学校のあり方に関する基本方針(案)では、探究型学習など学習者主体の学習を推進していく上で、子どもたち同士が教え合い、学び合い、高め合う学習活動を通して、自分と異なる考えに触れ、課題解決に向けた思考力を育成するための、協働的な学びを充実させていくことが大切であるとの考え方を示しております。

また、こうした学習をより充実し、子どもたちの学習における刺激を高めるためには、多様な考えに触れられる環境が必要であり、それをサポートする先生の存在も大切であることから、学校の適正な規模、

教職員の適正な配置が大変重要であると考えます。

昨今の社会情勢を見ても、少子高齢化が進み、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や私たちを取り巻く環境は大きく変化し、予測困難な時代になっております。こうした時代をしっかりと生き抜いていくためにも、子どもたちが学校活動の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力などを育み、将来大人になり、さまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働して、課題に挑戦し解決しながら、力強く生きていける人間の育成を目指していきたいと考えております。

さらには、子どもたちへのふるさと愛を育む教育の充実を図ることで、将来、尾花沢市を支え、担ってくれる人材を育てていきたいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

私のほうから、ものづくり教育、それからコミュニティスクールの取り組みについてお答えいたします。

初めに、ものづくりに関する教育の充実についてお答えします。

ものづくりに関する教育の充実は、本市の産業の活性化や人材確保に向けて重視していきたい内容です。この充実に向けて、教育課程特例校制度を活用してはどうかということですので、まず、その制度の概要について申し上げます。

教育課程特例校制度は、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程編成を認める制度です。この制度を適用するための要件として、次の5点が示されています。

1点目は、全ての児童生徒が履修すべき内容が、適切に取り扱われていること。2点目は、総授業時数が確保されていること。3点目は、各教科の内容の系統性、つながりに配慮がなされていること。4点目は、経済的負担への配慮等、教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。5点目が、転出入などに対する配慮がなされていること。即ち転校しても不利益がないの5点であります。

つまり、この要件を満たすためには、全ての教科で、通常の学習内容を履修した上で、さらに、ものづくりについて学習することとなり、1日の授業時間を毎日6時間にしたり、長期休業の日数を減らして年間の授業時数を増やしたりするなどの対応が必要となります。

また、この制度の活用にあたっては、実施状況の評価や把握、検証の実効性の担保のために、教育状況に関する自己評価の結果について公表することや、保護者、その他の学校関係者による評価についての実施義務及び公表が求められるなど、子どもたちのゆとりや先生方の勤務の面から考えた時、心配される点もあります。

これとは別に、現在でも小中学校では、技術家庭科や総合的な学習の時間、生活科などで、ものづくりにつながる学習を行うことが可能となっております。

今年度、尾花沢市教育委員会の委嘱研究校となっている宮沢小学校では、総合的な学習の時間に、地元米のさわのほなを中心課題として学習に取り組んでおります。このほかの学校でも、地域の特色を生かした学習を進めておりますので、今後も、楽しみながらものづくりへの興味や学習意欲が湧くよう、これらの学習の充実を図っていききたいというふうに考えております。

続いて、コミュニティスクールについてお答えします。

コミュニティスクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会を設置する学校が、小中学校の設置者である教育委員会から任命された教育に関する見識をもつメンバーの方々から、学校経営や学校運営のあり方にご意見をいただくものです。

これに対し、現在、尾花沢市内の小中学校においては、学校教育法施行規則に基づく学校評議員会、またはそれに準じる組織から意見をいただきながら、学校運営を行っております。

この学校評議員会は、校長の推薦により教育委員会が委嘱し、校長の求めに応じ、教育活動について意見を述べるのが主な役割となります。その中で学校運営に関することについては、ご意見をいただくことが可能です。しかしながら、企業、地域、学校、行政の連携は、教育活動にとどまらず、若者定住の施策全般にわたって重要な観点でありますので、学校にとどまらない、関係者による全市的な新たな組織と活動、連携の方策の枠組みを検討していく必要があります。本市にあった組織等のあり方について企業、学校現場の実態を踏まえて、市関係課、関係団体とともに検討していく必要があると考えております。以上です。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎8番（鈴木由美子議員）

学園構想という言葉からは、地域、学校、行政が一

体となって、全力で、一丸となって取り組むイメージがあります。学校を核として、地域の未来が発展するイメージでいる市民も多いと思います。その観点から、今回ちょっと質問させていただいているんですけれども、今、北村山高校の問題だけではなく、その北村山高校につながる一体的な活動も必要ではないのかなと思ったところなんですけれども、今県内では、さまざまな情報分野への教育的な取り組みが増えてきているようです。例えば、だいぶ前からの話になりますが、小国町では、小中高一貫教育ということを推進しておられまして、文部科学省の研究開発校から始まりまして、国際教育と情報教育ということに特化した特別カリキュラムというのを編成して、20年ほど前から取り組んでいらっしゃるということをお聞きしています。実績と高い評価をいただいているようです。またあの県内大学の取り組みとして、科学技術の発展を牽引する人材育成に向け、東北公益文科大学は、小中学生を対象としたジュニアドクター鳥海塾というのを、8月に開校するようです。こちらはIT、情報技術やコンピューターを使いこなすために、仕組みを理解してプログラミング教育、プログラミングの習得を目指して、成果として、地域課題を情報技術で解決するプログラムの作成を目指すものです。そのほか、昨年発足しました県内の高校生が、部活動としてAI、人工知能を学ぶ山形AI部というのがあり、運営面は企業や自治体、大学、経済団体などが設立した、運営コンソーシアムが担っているわけですが、県は今年度、山形強靱化対策の1つに、東北では初めて、山形AI部と連携したAI人材教育や、小中学生などへのAI活用の理解促進事業を創設しております。予算もつけていらっしゃるようです。いずれにしても、社会のさまざまな分野でデジタル化が急速に進んで、そういった技術には高い期待が寄せられておりますが、一方でそういった取り組みを担う人材が不足しているとお聞きしています。その傾向というのは地方には顕著であるために、県内での進学や若者の定住にもつなげていくための事業であると言えると思うんです。

農業学習につきましても、多くの学校で野菜作りや手作業による田植え、稲刈りとかの体験授業もされておりますけれども、自然を体験し、感謝の心を育てる、大変貴重なものだと思いますが、今は農業機械も無人自動運転など、どんどん進化しておりますので、そういった農業の最先端技術にも触れて、知ること、子どもたちへの職業選択への可能性も広がるのではないかなと思うところです。

尾花沢市におきましても、こういった県内の取り組みに参加されて、高校、大学とのつながりを持って、また専門家の指導も受けながら、1人でも多くの子どもたちが興味、関心を持って学べる、まずは環境作りが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

学校教育のほうの側面からお答えさせていただきたいと思います。

国際教育、情報教育等については、教育の充実を図る面で重視されている内容となっております。先ほどありました小国町等については、英語情報等について連携を図っていくというふうな内容になっているものとお聞きしております。

今回本市においても、数学や英語の充実については、図らなければいけない重点の1つとして捉えております。例年行っておりますイングリッシュサマーキャンプであるとか、英語検定の助成等について、継続して取り組みながら進めているところでございます。視点は違えども、我々のほうもここについては、大切な視点であるというふうなことについて捉られていることについては、違う部分ではないと思っております。

またICTの導入等につきましても、これはもう全国的な規模で取り組まなければいけないものでございますので、今年度、今我々のほうも導入を進めて、ICT機器導入し、さらに推進に関わる推進員の支援員等を配置しながら、学校教育についての充実を図るスタートを切っているところでございます。ただ今から十分な成果がすぐ上がるものでもありませんので、十分な時間をかけながら取り組んでいきたいというふうな考えておるところです。学校教育について関わっては、このような取り組みを行っております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

現在感情認識パーソナルロボットの導入で、まずは学習のほうを進められているとはお聞きしておりますけれども、より地域課題に深入りした学習というのも、そういった道具を使ってとか、そういう環境に参加するというのも大切ではないかなと思うところです。

次にあの本町地区のコンパクトなまちづくりについてなんですけれども、学校建設予定地は5カ所あるとお聞きしておりますけれども、学校教育検討委員会の提言を尊重するというので、学習環境として図書館

や体育施設が近くにあることは、教育活動が広角的に進むだけでなく、放課後の活動にも有益であるとのご意見があるようです。それを踏まえて、各候補地に、学校と一緒に、それらの施設を建設する予定であると捉えて良いのでしょうか、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

提言の中でもいろんな皆様のご意見賜りまして、その中で、どこにあればというふうに特定したのではなくて、いろんな多くの方のご意見いただきました。その中にも、そういったサルナートや図書館の近くに学校があったらいいのではないだろうか。ただ土地が空いているからそこがいいのではないかなだけではなくて、その地形的な問題、そのほかの問題も考え合わせなきゃなりません。そしてなんといっても、仮に小学校が統合されて、そして市に1校になった。ただ全地域からスクールバスが来る形になると思います。そこを考えた時に、安全を第一番目に考えていかなきゃならないんじゃないのかと。そして安心、安全な学校づくりとともに併せて考えていく。そうした時にまず、あの5カ所を皆さんにお示しした上で、そしてこれからいろんな形で地域からお声をいただき、そして市民の皆さんがここならというところをまず一旦絞っていく。その上で、さらに最終的な場を選んでいくという段階になっていくであろうと。あくまでも土地が空いているからここで大丈夫なんじゃないっていうだけじゃなくて、尾花沢の歴史も考えなきゃなりません。そういったところも含めてですね、まだ現段階でここという状況にはまだないということをご承知お聞きいただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

小中学校の、また高校までの未来のまちづくりの視点を含めた場所に建設するという意味もあるのではないのかなと、その今5カ所、選定しているところというのは、いろんな未来のことを含めて、そこに小中をまとめざるを得ないんだというふうな、なんかまずは市としてのメリット、1番のメリットを考えた時に、どうあるべきかっていうことを考えた上で、5カ所選定しているのか。その辺ちょっと、私もちょっと疑問に思っていたところなんですけれども、尾花沢市の財政のことから見ましても、あらめて新しい場所に、この7~8haほどの土地を買収するという、その買収

する面積に対して、どのぐらいの予算をまず見積もっていらっしゃるのかというところもお聞きしたいところなんですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

まだ現段階です、学校を建てるのにしても、どの程度の生徒を市の受皿として作っていくのか。それから保育園だけでいいのか。プールを考えたらいふうになっていくのか。諸々のものをまだまだこれから取り入れていかなきゃなりません。ですから先ほど答弁の中にもありましたが、7~8haは必要になるであろうという推測の元にやっていますけれど、そこに結局、現況が原野であったり、畑や田んぼであったり、それに伴って買収する買収費もですね、当然変わってきます。だから現段階でいくらになるかなんて、まだ確定できないという状況です。ですから、いくらかかるというのは、ほかからも質問くるようでございますけれども、決して今先延ばしにしているのではなくて、しっかりと先が見えた段階で、これだけ必要なんだと。そしてこの近隣には、こういったものがあるといいよなというふうなものも考え合わせるものが、もしかすると出てくるかもしれない。だからそういったところも含めてですね、まちづくりのためにも、大きな意味を持つというのは、議員が仰るとおりです。だからこそ、いろんな声を聞いた上で組み立てていかなきゃいけないと。その上で、なんて言っても子どもたちの教育環境として1番適しているところ、ないしは市民が集まりやすい場所、そしてやはりなんだかん言っても、安全が1番だと思うんです。そういったところも含めて、ただ市内全域を見た場合に、過去の尾花沢の歴史を振り返るとともに、ある地域では、いきなり陥没したり、そしてその対策に市でも頭を痛めている部分は、議員もご案内のとおりです。そういったことを含めて、本当に地形的に大丈夫かっていうこともありますので、いろんな観点から見ていかなきゃいけないと。そういったところも、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

間もなく学校のあり方検討委員会の意見交換会も、各地で開かれる予定になっております。それに併せて、また都市計画のほうも始まるのではないかと思います。都市計画の全体構想には、芭蕉、清風歴

史資料館や養泉寺、代官所、今の尾花沢小学校の歴史、文化拠点として位置付けて、整備を検討するとしております。今、その候補地の中に、現在の学校の場所というのが入っていないようですが、私は、あらためてお聞きしたいんですけども、現在の尾花沢小、中学校の土地を利用できないという、子どもが令和9年には順調にいきますと小、中合わせて750人ぐらいというふうにお聞きしておりますので、そのぐらいの人数規模の学校は、今の小中学校には建てられないのか、なぜだめなのかというところ。今の土地の活用というのも、あらためて検討していただく必要があるのではないかなと思うところです。ちょっと話飛びましたけれども、歴史文化の拠点を、その今の小学校のところに作っていくという構想がある中で、例えばあの現在、市内の旅館さんではもうそういった発想を取り入れられているところありますけれども、あの新しい学校の校門を代官所らしくすとか、昇降口とか玄関を和風にするとか、そういった学校建築そのものを、発想またちょっと工夫する考えとかもあるのではないかななど。尾花沢の良さをもっと引き立たせるために、子どもにもそういった文化を引き継ぐためにも、そういった観点からも、現在の土地というのもまた見直す必要があるのではないかなと思うところです。その辺は、あらためて今の土地を、そしてこれから意見交換会がされるわけですが、教育の内容っていうのがまず1番重要で、学校建設にあたって新しくするっていうのは何か新しいものができるんじゃないか。新しい学びができるんじゃないかっていうふうにご期待してる方も多いと思いますので、教育の内容っていうのも1番大切なんですけれども、大方の市民の方は、どこに学校が立つのかということで、関心を寄せられております。そういった議論がこの意見交換会でなされるのではないかなと思うところです。ですので、市内の今の土地というのも、もしかして出てくるかもしれませんが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

現在の尾花沢小学校、あそこに保育園、小学校、そういったものを建設したらどうだという意見だと思うんですけども、果たしてあそこに、面積的に大丈夫であろうか。もちろん下のグラウンドも使うというならば、図面の上ではできると思います。ただ下のグラウンドには学校を建てられないという事情も、当然お分かりのことだと思います。丹生川が近いということ

です。そして万が一丹生川が氾濫したらということも想定しとかなきゃいけないというふうなことから、現在ある尾花沢小学校のあの敷地の中で、保育園や小学校、そして隣接に中学校というのは当然厳しいというのは、お分かりいただけたと思います。もちろん現段階で、ここだ、あそこだというのは、まだないわけであって、これから市民の皆さんからいろいろお声いただけたと思います。その中で、しっかりと検討していくと。その上で、先ほど申し上げたとおり、5カ所から3カ所、さらにはもうちょっと時間をいただいてやっていくと。早急に、ここだ、あそこだといって、綱引きをやるようなことだけはしたくないと。市民の皆さんが納得できるような形のことをやっていきたいし、そして私たちが忘れてはならないのは、市民の皆さんの、こうしていきたい、まちをこうやってほしい、いろいろな希望あります。でも1番根底にあるのは、子どもたちのことを第1番目に考えて、学校関係をつくっていかなくちゃいけないということだと思っんです。ですから、ここまで小学生、中学生、そしてこれから尾花沢市内の子どもたちがどういうふうな形で、生まれ育ってくるのかということを考えますと、令和2年度の数字、非常に厳しいものがございます。本当に私も愕然としましたけれども、尾花沢市内の本町だけで、令和2年度生まれたお子さんが19名しかいないと。これは今後に関してどういうふうな影を落としてくるかということも、考え合わせていかなくちゃいけないと思います。どういうふうな学校をつくって、そこで子どもたちに本当に楽しい学校生活を送っていただくか。そういったことも考え合わせていかなくちゃいけないと思いますので、ぜひ議員の皆さんにもご理解をいただいた上で、建設的なご意見を賜りたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

ぜひ慎重に話を進めていただきたいなと思います。

次に、統廃後の計画なんですけれども、避難のあり方は、5月20日にまた国の方針も変わりまして、必ず避難所に行かないで、自分で安全と思われるところに避難するという方針が変わってきておりますが、最後の砦となる避難所っていうところの確保は、今でもやっぱり変わらないんじゃないかなと思います。この小学校が、尾花沢小学校が古くなって、老築化して、改築せざるを得ない状況になっているという話をお聞きしていますが、今そこは避難所になっているわけです。そこをまた、どのぐらいまでその古い老築化した

避難所として使えるのかということも、私ちょっと心配なところなんです。あらためてまた建てるということも大変でしょうし、そういったことも踏まえまして、学校建設の場所ということも慎重にしていかなきゃいけないんじゃないかなと思ったところです。

あと学校が廃校になった時に、歴史的な文化財もたくさん学校というところにはあるというふうにお聞きしておりますけれども、その中でも、あの歴史上の人物の直筆の書とか、大変貴重なものもありますので、今どういったものを学校で所有しているのか、リストとか作成とか保存などもしているのか心配だっというふうに仰っている市民の方もいらっしゃいますけれども、現状どのようでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

学校のほうに、いろいろ寄贈いただいたものの管理というふうなところですけども、学校のほうで各リスト、その寄贈いただいたものについては、書類にまとめ管理しているところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

そういったあの貴重な歴史的なもののご配慮もぜひお願いしたいと思います。

続きまして、学校プールのことなんですけれども、先ほどあの社会人というふうになっておりますが、これあの中高校生の水泳部の練習の場ともなっております。あの統合問題で、部活動ができなくなるスポーツ、種類もあるという中で、逆に民間のプールがなくなることで、水泳部の活動というのも支障をきたす問題になってきているのではないかなと思うところです。そういった場合、子どもへの不平等がどういうふうに解消されていくのかなと思うところですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

お答えいたします。現状、学校で設置している部活動に加えて、子どもたちが希望する競技、やりたい競技っていうのが大変広がっております。そしてそういった競技に取り組む子どもたちの支援を広げていきたいというふうなのが、国全体としての考え方でありまして、ですが現状として、職員には限りがあるということも現実であります。

今の対応としてどのようにあっているかというふうなことになりますけれども、子どもたちが希望する競技については、その競技を指導する方、それから施設等がしっかりしたものであり、なおかつ保護者が責任を持って、その活動に対してきちんと責任を持つというふうなことを前提にして、その活動をもって部活動とみなすというふうなことで、対応しているのが現状であります。

ただ先ほども申し上げましたように、その競技を認めて大会に出るためには、中体連、新人戦や地区総体においては、学校の顧問が必要となります。ですので、全てについて対応できるかという、小さな学校などではかなり限界が来ております。現実的なところを申し上げますと、私前に勤めていた学校で、3つの部活動の顧問をしていました。ただそれも期日が違う部活動、大会の期日が違うものであれば、そういうふうな対応も可能ですけれども、一律にやるものについては、やはり限界がありますので、学校規模において認めているというのが現状であります。

例えば尾花沢中学校の水泳部に関して言いますと、水泳を希望している子どもたちの集まりが、学校にその部活として認めてくださいというふうな要望を出し、それを部活として認めている。そして水泳部という形で顧問をもって大会に参加しているというふうな現状になっておりますので、学校として設置している部活ということとは、若干ニュアンスの違うものとなっていることをご理解いただきたいと思えます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

分かりました。私今日いっぱい質問してしまったので、時間がなくなるんですけれども、ビジネスや観光滞在のことについてなんですけれども、やはり都市計画とも関わると言うんですけれども、今民間の方が所有している土地をそのままにしておくのかという市民の方の、また多くのお声もあります。市内企業の方からは、尾花沢ってあの美味しい食べ物屋さんがいっぱいあって、そういったことではすごく便利に使わせていただいているっていうことに、大変定評をいただいているんですけれども、やむを得ず収容施設がちょっと少ないために、他市を利用せざるを得ないっていうのは、ちょっと残念だなと思っているところです。今回もあの村山市のほうに、担当の方にちょっといろいろお話聞いたんですけれども、村山の方からは、尾花沢には銀山温泉があって、大変有難く感謝してますなん

て言われまして、私嬉しいのか、ちょっと一市民として少し残念だなと思いました。公益での活動っていうのも大切だとは思いますが、尾花沢にせっかく来ていただいている方を、ちょっと他所に泊めているというのがもったいないと思ったところです。今後、尾花沢市としてはどういうふうな経済効果を上げていくのかっていうところも気になるところです。

最後になりますけれども、今年も資料館では芭蕉来訪展が行われますが、尾花沢は、松尾芭蕉10泊のまちをキャッチフレーズにしております。鈴木清風さんを訪ねてきたというのは、その方の人柄の良さとか、環境の良さがあったのではないかなと思うわけですが、村山市ではあの歴史文化基本構想というのが県内で初めて策定されまして、歴史遺産から地域づくりを進めております。これは県内では初めての取り組みだそうです。そういった村山市さんでは、さまざまなことに挑戦されているということをお聞きしているんですけれども、尾花沢市としても、松尾芭蕉来訪とか、330年以上経った今でも、長期滞在したくなるような環境づくりを引き継ぐために、調査研究をされて、まちの発展につなげていただけたらと思うところです。

またあの学園構想とは、本当に多くのことに関わる大きなプロジェクトだと思います。なぜ新たな学校を新たな土地に集中して、建設して、合理的にしなければならないのかとか、あの学ぶ側や市民のメリットは何か、そこからどのような尾花沢市の未来が描けるのか、建物だけではなくて、多岐にわたる中身の説明というのも必要ではないかなと思います。こども教育課に学園構想推進係というのを創設されておりますけれども、私一般質問で、本当に何回も申し上げているんですけれども、特に大きいプロジェクトっていうのを成し遂げるためには、各課長のお知恵を出し合って、市民の意見を尊重しながら、進めていかなければならないと思いますので、どうぞその辺のところよろしく願いいたします。以上で終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、鈴木由美子議員の質問を打ち切ります。

次に7番 青野隆一議員の発言を許します。青野隆一議員。

[7番 青野隆一 議員 登壇]

◎7番(青野隆一議員)

先の通告にしたがい、3点について一般質問を行います。

まず1点目ですが、急激な人口減少対策についてお伺いいたします。

令和2年度国勢調査の速報値が示されました。平成27年から令和2年までの5年間の人口減少率は、11.6%と県内で4番目に高くなっています。さらに平成22年から10年間の人口減少率は21.0%で、真室川町に次いで県内2番目という衝撃的な結果となっています。他市町と比較して、このような急激な人口減少の原因について、どのように分析をされているのかお伺いいたします。

2点目は、買い物支援制度の拡充についてお尋ねいたします。

人口減少に伴って、本町以外の商店の多くが店じまいをして、買い物に困る高齢者が多くなっています。その支援策として現在実施している、高齢者等買い物支援事業の年間利用実績と、今後の対応策についてお伺いいたします。

3点目は、小中学校のあり方に関する基本方針(案)について、5項目についてお伺いいたします。

まず1つ目です。4月22日の山形新聞に、新尾花沢小1校に統合、教育会議方針、福原中は尾花沢中にとの見出しで、大きく報じられました。これを読んだ多くの市民は、もはや決定事項と受け止めています。これから開催する小学校区での説明会や、検討委員会では、基本方針はあくまでも案であり、統合の是非については、各地区の了承を得ながら進めていく。地域住民の意見を尊重するというのを、あらかじめしっかりと説明する必要があると思いますが、このことについてお尋ねいたします。

2つ目ですが、5月17日に開催された、第1回今後の教職員のあり方に関する国と地方の協議の討議資料として、少人数学級による効果などについてが示されました。これは学校規模が小さいほど学習規律や授業態度が良い、授業内容が高まる、学習意欲が高まる、そういった傾向があると。1クラス14人以下の学級が、国語、数学、理科、全ての項目で優れているという内容であります。しかし市の基本方針案は、小学校では複式学級の課題だけを取り上げ、中学校では全ての教科で、子どもたちの疑問や意欲に十分応えられない。さらに部活動では、仲間達と頑張ってきた成果を発揮できる機会が失われ、生徒たちの心にも大きな悔しさを残すなどと、小規模校のデメリットだけ並べられています。これらを教育上の課題とすることで、小規模校に子どもを通わせる地域や地域住民の不安が煽られ、学校統合に同意せざるを得ないような流れになってきています。これからの統合の是非や教育のあり方について、幅広く議論していただくためにも、小規模校

のメリットや大規模校のデメリットについても説明すべきと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

3つ目です。平成29年度の保護者アンケートについて、小中学校ともに統合したほうが良いが、現状のままでも良いを上回る結果と記述しております。この時のアンケートは、個別の学校の統合についての設問ではなく、市内全体についての設問だったということをお伺いする必要があります。また今回初めて示された基本方針案については、あらためて、全保護者アンケートを実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

加えて、各地区の意見交換会では、早く進めてほしいとの意見が多く聞かれたとありますが、私は参加した4地区では、小規模校の良さや統合の不安も多く聞かれ、これもまた適切な記述ではないと思われそうですが、いかがお考えでしょうか。

4つ目ですが、基本方針案には、既存施設の有効活用、児童、生徒の通学方法、尾花沢中学校が新庄盆地断層帯上にあるリスク、これらについて全く記述がありません。地域や児童、生徒、保護者にとって重大な関心事であり、基本方針案に示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、統合校の用地取得費、学校建設費、体育館グラウンド造成費については、どのくらいの予算を見込んでおられるのかお尋ねをいたします。

また環境衛生事業組合の焼却炉や、リサイクルセンターの改築費についても、令和9年頃に、おおよそ40億円が見込まれ、このような大事業を同時に実施できる財政状況にあるのかどうかも、併せてお尋ねをいたします。

以上について、誠意あるご回答お願いし、質問席からの質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

青野議員から大きく3項目についてご質問いただきました。順次お答えしてまいります。

人口減少についてどのように分析されているかとのことですが、県が4月に公表した令和2年国勢調査人口速報集計によると、令和2年10月1日現在の山形県の総人口は106万8,000人程度で、平成27年国勢調査と比較して4.9%減少しました。男女別では、男性の人口が51万6,000人程度で4.4%の減少、女性の人口が55万2,000人程度で5.4%の減少となり、女性の減少率が

高いことが分かります。

尾花沢市の状況を見ると、人口は1万4,984人で前回調査と比較して11.6%減少しており、男女別では、男性の人口が7,329人で10.4%の減少、女性の人口が7,655人で12.8%の減少となり、県全体の傾向と同様、女性の減少率が高いことが分かります。現在のところ、自然動態と社会動態の詳細なデータは公表されておられません。県では、人口減少の要因について、出生数から死亡数を差し引いた自然動態の減少による影響が大きいのではないかとしております。

さて、第7次尾花沢市総合振興計画策定にあたっては、人口の推移と出生数の相関関係について分析しました。これによると、どの年代の人口も減少傾向にあります。特に若い世代の人口減少、その中でも20代、30代の女性の人口は、平成23年以降下げ止まらない状況で、これと比例するように、ここ数年の出生数も急激に減少していることが分かっています。これはデータ分析の結果、進学や就職等のタイミングである10代後半から20代、30代の転出超過が少子化、生産年齢人口の減少、ひいては総人口の減少の主たる要因であると考えられます。このため、重点プロジェクトでは、若い世代の地元定着とふるさと回帰を最優先施策に位置付け、地元就労の促進、ふるさと愛の醸成と若者の活躍、暮らしやすさの創造を軸に、プロジェクトの成果を上げることを目指します。具体的には、小学生から大学生までを対象にした職場体験学習などキャリア教育の推進、地域で活躍する人や地元企業との交流など地域と連携する教育活動の推進、ニーズに応じた住まいなどの定住環境の整備などを実施してまいりますので、引き続き、人口減少の要因分析に努め、人口減少の克服に向けた実効性のある施策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、高齢者等買物支援事業の年間利用実績と今後の対応策についてお答えします。

高齢者等買物支援事業は、尾花沢市商店街協同組合に業務委託しており、商店街16店舗の参加協力で平成26年度からスタートした事業です。この事業は、それまで実施していた配食サービスや介護保険サービスの利用とともに、高齢者の見守り機能も合わせもつ事業として、地元商店街での購買力向上と、買い物に困っている方への生活支援を目的に実施しております。令和2年度の年間利用実績は、219件となっております。

高齢者や利用者のニーズについては、平成30年度にアンケート調査を実施して、今後も継続してほしいという回答を得ており、事業の有用性は認識しておりま

すが、平成29年度からスタートした福祉おもいやりタクシー事業に利用者のニーズがスライドする傾向もあり、協力店舗数や取扱商店のラインナップ、さらには、家族の支援状況や本人の希望、本来のニーズがどういったところにあるのかについて、再調査する必要があると考えます。調査の結果を踏まえ、多様化するニーズに合わせた事業の方向性について、委託先である尾花沢市商店街協同組合と民生委員、関係機関等と協議してまいります。

次に、小中学校のあり方に関する基本方針（案）に関する項目についてご質問をいただきましたが、小規模校のメリットと大規模校のデメリットと保護者アンケートについては、教育委員会より答弁いただきます。

初めに統合の是非については、各地区の了承を得ながら進めていくことを説明会等であらかじめ説明した上で進めていくべきではないかとのことですが、今回、小中学校のあり方に関して、基本方針案として市の考えをお示しいたしましたが、小中学校の統合に関しては、各地区の了承を得ながら進めていく考えを明示しております。今後、地区での説明会や検討委員会の中でも、基本方針案の内容については、各地区で検討していただき、それを踏まえ最終的に決定していくものであることを説明していきます。

次に、既存施設の有効活用、児童生徒の通学方法、尾花沢中学校が断層上にあることの記述がないのご質問ですが、今回基本方針案の中では、本市の小中学校の現状を踏まえ、その課題について整理させていただき、将来市の学校のあり方として、どのような教育環境を目指していくのかを説明させていただきました。こうした点をしっかりと議論していく必要があると考えています。

既存施設の有効活用については、昨年度実施した意見交換会の中でも、統合の方向性が決まれば、統合後の学校施設については、地域の意見も参考に、地域の活性化に資する施設として活用を検討していく考えであることは、これまでも度々お示ししてきました。これまでも、統合後の学校施設については、地区の意向をお聞きし、有効活用が図られています。今後、統合により閉校した学校についても、行政と地域が一緒になって新たな活用についてアイデアを出し合い、引き続き地域の中で親しまれ、また活性化に資する施設として活用が図られるよう検討していきたいと考えています。

児童生徒の通学方法については、学校までの距離によって、徒歩通学の場合と遠方の児童生徒はスクール

バスでの通学になりますが、スクールバスについては、現状での通学状況及び運行経路を踏まえ、最長でも40分以内で通学できるような運行経路を検討しながら、今後保護者の意見等も踏まえ計画していく考えであることを、説明会等を通じてお伝えしていきます。

具体的なスクールバスでの通学計画については、統合する時点での児童生徒の状況によって変わりますので、統合に向け方向性が決まった段階で、スクールバス通学について再度保護者との話し合いを持ちながら、児童生徒が安全にかつ安心して通学できる運行体制を計画し、ご提示していきたいと考えています。

尾花沢中学校が断層上にあることについては、これまでも議会等での質問の中でも説明してきており、加えて、将来的には財政状況も踏まえながら、移転改築を進める考えであることも説明してきています。

確かに、中学校の校舎については断層上にありますが、新耐震基準で整備された校舎であり、耐震性についても問題ない施設です。現に、東日本大震災の際は、本市においても震度5強を記録しましたが、その際も特に校舎については大きな問題は生じておりません。まずは、尾花沢小学校の改築を進め、その後財政状況を踏まえ、なるべく早期に中学校の移転改築に取り組んでまいります。

次に、統合校の建設に係る予算についてのご質問ですが、現在、小学校の統合について協議を進めているところであり、現時点で建設に係る費用を積算できる段階ではありません。今後、各地区検討委員会からの報告を受けて、最終的な統合への方針が決まれば、建設すべき小学校の規模が決まります。また、調理施設やプールも含め、子どもたちが学ぶ環境として必要な機能について、学校や保護者、地域等の意見も踏まえ検討し、小学校建設に係る基本構想を策定していきます。その後に基本計画を策定していきますので、その時点で学校整備に係る事業費の概算についてもお示しできるものと考えています。

本市の財政状況ですが、令和元年度における実質公債費比率は6.6%、将来負担比率は79.5%となっています。今年度から庁舎建設に係る市債の償還が始まりますので、実質公債費比率は上昇する見込みですが、最大でも12%前後と推計しています。起債許可団体として、事業の選択を余儀なくされていた平成20年代前半と比較すれば、格段に改善しています。

しかしながら、建設から40年が経過し、老朽化が進むゴミ焼却施設等は、リニューアルが必要な状態であると環境衛生事業組合から報告を受けています。今後、

学校以外の大規模事業も控えており、早期に学校統合を検討せざるを得ない状況になっています。

学校建設等の大規模事業の実施は、今後の財政運営に大きな影響を与える要因です。適正な事業費を見積もるとともに、国、県の補助制度や交付税措置がある有利な地方債の活用など、一般財源の持ち出しをできる限り減らして、後年度負担を軽減する必要があります。現在、長期的な財政シミュレーションを準備しており、市民サービスの低下や、その他の事務事業に影響を与えないようにしたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

私のほうから、公正な議論のため、小規模校のメリット、大規模校のデメリットについても明記すべきとのことについてお答えします。

令和3年4月に、小中学校のあり方に関する基本方針(案)を決定しましたが、この方針が決定されるまでの間は、アンケート調査、地区座談会、2年間にわたる学校教育検討委員会の開催、提言に対する意見交換会等々、4年間をかけて、地域の方や保護者等、たくさんの方々から意見をいただき、話し合いを重ねてまいりました。話し合いや検討を重ねる中ではもちろん、学校規模の大小によるメリット、デメリットについても出しながら話し合ってきたところです。

ただ今回、基本方針案が示された年度で学校が統合された場合、小学校、中学校ともに、大規模校とはならず、まさに標準の学校規模、12~18学級以内の学校となります。

本市の学校教育では、今年度スタートした教育大綱を受けて、尾花沢市学校教育全体構想を示し、自らの未来を自らの力で切り拓く、たくましい児童生徒の育成を目指しております。このような子どもを育成するために、授業では特にねらいに応じた学習形態を工夫しております。

例えば、基礎基本となる知識や技能の習得に向けては、少人数のグループ学習等できめ細やかな指導を行ったり、お互いの考えを交流しながら思考を広げたり、深めたりするそういった場面では、学級全体での協働的な学びが有効となります。学習形態を使い分けることで教育活動の充実を目指しているところです。これらを効果的に進めるため、本市では、TT形式の指導や、学力向上支援員、特別支援教育支援員等の協力を得て進めているところです。

このように、学習の各場面において、少人数指導と大きな集団での指導のメリットを生かしながら、子どもの学ぶ力を育てたいと考えておりますので、小規模と大規模のメリットやデメリットについて、比較するような明記については、今のところ考えておりません。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは、保護者へのアンケート調査について、お答えいたします。

今回の学校のあり方についての検討を進めるにあたって、平成29年度に、市内の幼稚園、保育園、小中学校の全保護者1,322名を対象にアンケート調査を実施し、1,125名の方から回答をいただき、結果として、「統合したほうがいい」が「現状のままがいい」を上回る結果となりました。本町周辺の4地区とも、それぞれ統合したほうがいいとの結果となりました。このアンケートについては、回答した保護者の方々が、自分の子どもが通う学校の状況などを踏まえて、今後の学校のあり方について望むこととして回答されたものであり、アンケートの結果については、多くの保護者の方々からの貴重な声であると捉えております。

統合に関して、改めて全保護者に対してアンケート調査を実施すべきではないかのご質問ですが、これまで全保護者のアンケート調査や、各地区での語る会、学校教育検討委員会での2年間の検討、各地区での意見交換会を行い、さまざまな視点から、本市の子どもたちにとって望ましい教育環境を第一に考え、議論を重ね、多くの市民の方々の意見を踏まえて決定した基本方針案であります。現時点で市として全保護者を対象にアンケート調査を行う考えはございません。

このように、市の考えについてお示ししましたので、この基本方針案を尊重していただきながら、今後各地域において市の考えについてご検討いただき、ご理解をいただけるかについて、地区としてのご判断をお聞きし、その上で最終的な方向性を決定していく考えです。

各地区の意見交換会での意見の記述が適正でないと思われるとのことですが、令和元年12月に、学校教育検討委員会からの提言を受けて、その後、総合教育会議等で、地域や保護者の意見を十分に聞きながら進めてほしいとの意見をいただき、昨年度、各地区で提言を受けての意見交換会を開催いたしました。

その中で、提言内容についてあらためて説明し、ご

意見をいただきましたが、小規模校ながらも子どもたちが楽しく学校に通っている状況や、先生が個々の児童と深く関わっている状況などから、統合により人数が増えた中での、子どもたちの学校生活に対する不安の声もございました。それはあくまでも、統合後の子どもたちの学校生活を不安に思う意見であり、提言内容に反対する意見ではなかったと捉えております。

やはり、各地区から多くいただいた意見は、統合を進めてほしい、少子化の現状を踏まえれば統合すべきとの意見であったと捉えており、提言内容に対して大きく反対する意見はなかったと考えております。

また、統合に対する保護者の不安に対しては、これまでの統合の取り組みと同様に、しっかりと対応していく考えです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

それでは引き続き、自席から再質問させていただきます。議長の許可をいただきまして、今回も説明資料を配布させていただきました。ご参照いただきたいというふうに思います。

それでは最初に、資料1をご覧くださいというふうに思います。

尾花沢市が真室川町に次ぐ10年間の減少ということでお伝えしておきましたけども、21%、この10年間で減少しております。その次は、川西町、戸沢村ということになって、なぜ尾花沢市がほかの市町村と比べて、このように県内トップクラスの人口減少率になったのか。近隣の太石田町、舟形町、最上町、村山市からも抜けた数値でございます。これはあのご回答いただきましたけれども、雪とか、農業の問題とか、いろいろあるかと思えます。例えば尾花沢の、その尾花沢で減った理由というものをしっかりと分析することによって、その対応策というのは、私は必然的に出てくるんじゃないかと。そういうので、分析することが大事だなというふうに思っております。

資料3でございますけれども、これは20年間の新增築家屋数の推移でございます。新築、増築、平成12年の300件をピークにして、右肩下がり。尾花沢の住宅増築、こういったものが少なくなってきている。その要因について、私なりに分析をしてみました。尾花沢の花笠ニュータウン、平成18年から売り出しをされまして、売れ残ってしましまして、なかなか販売には時間がかかりました。それはなぜかと言えば、900万円台の花笠ニュータウンというのは、市民にとって誰で

も買える土地ではなかったと。そして同じような頃に、新聞では東根市1,600万円や1,800万円で建売りの一戸建てが買えるという状況もございました。そうしたことを考えた時に、やはりその平成20年頃から、尾花沢の住宅がなかなか建ちづらくなってきたと。そのことが私は尾花沢市の人口減少につながった。要するに尾花沢から人口流出していった。その土地政策、宅地供給の政策にやっぱりもう少し力を入れるべきでなかったのかなということでございます。今回荒楯住宅ということで、市の財産でありますので、200万円台でこれを売ったところ、わずかあと残り1つということで、やはりきちんとした土地政策をすることによって、定住というものを促進できるのではないかと。もっともっとそういった意味で、これ市長の公約もございしますが、安価な宅地政策、宅地供給をやっていただきたい、これが1点目でございます。

資料2をご覧くださいと思います。尾花沢市小中学校統合実施計画、これはあの平成20年度に、要は前回の統合案が示された時の数値でございます。各地区の平成21年度の実数というのは、その当時のことがございました。940名と。平成25年度の予測をしております。おおよそ934名の数字になるだろうという協議会の予測でございました。実際には860名、74名が尾花沢を家族とともに離れたというふうになっております。その減少率の激しいところは、福原そして宮沢、これはちょうどこの統合期にさしかかった子どもたちの状況に重なるのではないかなというふうに私は思っております。

私は今回の学校統合案出されておりますけれども、こういった分析も含めながら、やはり、尾花沢のまちづくりにとって、大変な影響のある、こういった人口減少のさらなる引き金ともなりかねないということを危惧しております。私は申し上げたいのは、宅地政策等、そういった前回の学校統合が、やはり尾花沢の人口減少に大きな影響を与えたんじゃないかなという予測ですけれども、これについてご意見があればお伺いいたします。なければ結構です。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは私のほうからは、その学校統合が人口減少に拍車をかけたのではないかなというふうな分析でありますけれども、前にも同様の質問ございました。本市においては、人口減少が進み、各地区のほうで人口が減る中で、児童、生徒数も減少してきたということで

あります。そういった中で、各学校においても、児童、生徒数が減った中で、どういうふうに教育活動を活性化していくかという中で、統廃合を議論し、これまで進めてきたというふうに捉えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

それは回答になっておりません。これは私が何回も、さまざまな資料作ってまいりました。ぜひこの次の9月定例会には、教育委員会として、前回の統廃合によって、どんなことがどの地域で起こっているのか、これ統計資料見れば作れますよ。ぜひ教育委員会の資料を作っていただきたい。影響をしっかりと把握していただきたい。お願いしたいと思います。

あと宅地政策については、これからも、市長の公約の中にも安価な土地政策とあります。ぜひやっぱりこれを荒楯の第2弾、3弾を考えていただきたいなというふうに要望申し上げたいと思います。

次に、高齢者の買い物支援でございますけれども、ご答弁にございました、今商店街協同組合に業務委託をしながら支援をされている。16店舗の方が加盟をされて、その買い物支援に参加されているんですけども、ご答弁にあるとおり、やはりこの今から品数も含めて、あるいは委託のあり方などについても、アンケートを取りながら、十分にこれから検討していきたいということでもあります。私の住む地区でも、東根の八百屋さんが来まして、八百屋、果物だけではなくて、いろんな日用品も実は住民の方から、次に来る時はこれを買ってきてほしい、持ってきてほしいというようなことがあって、本当にあの1軒1軒、ご高齢者の方が出てきて、そのアナウンスがなると出てくるという。やっぱりタクシー制度がありますけれども、そういう日常的な、お茶菓子なんかも含めて、やっぱり、今買い物の場所が遠くなっているということを考えますと、尾花沢市に住み続けるために、新たな制度も含めて、近隣の状況も含みながら、来年に向けてご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、学校統合に関しまして、今回示されました基本方針案について、改めて再質問をさせていただきます。

初めにですね、教育長にお伺いをしたいと逆に思いますけれども、学校統合、令和8年から令和9年ということになりました。先ほど鈴木議員からもありましたように、これから用地決定をして、取得をして、申請をして、そして学校建設はグラウンド建設も含めて

あるわけですが、令和9年ということで、基本方針が進んでいるんですけども、私ももっとも遅れるんじゃないかなという、実は危惧をしております。教育長、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

検討委員会の提言の中では、令和8年ということで示されておったんですけども、昨年のコロナ禍等々含めまして、1年延びたような形の令和9年を目指すということで、基本方針案が決定しました。現時点ではこれに向けて、精一杯努力してスタートを目指すということで、努力していきたいと思っています。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

第6回の教育検討委員会の場でですね、市の保有地に建設する場合でも最低5年、土地取得をして建設する場合は8年かかるという話をされております。これから言いますと、令和9年どころか令和12年、それ以降になってしまうんじゃないかなというふうに、私はちょっと考えられるんですけど、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

現地点で言えることは、令和9年を目指し努力するということです。最短を目指しながら準備を進めていくということです。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

答弁全般をとおしてなんですけれども、非常にあの1校統合という方向で方針案では示されているんですけども、この建設時期等々によっては、あるいは統合の内容によっては、大きくそのあり方が変わってくる。学校規模についても変わってくる。そういう流動的な状況であります。財政的にも先ほどお聞きをしました。まだまだ見通しは分からないと、決まらないと分からないということです。私は少なくとも、学校統合について、さまざまなそういった要件、条件というものを、しっかりと場所も含めて、決めた上で、あらためて統合案を示すべきじゃないかなと。本当に令和9年か、あるいは12年なのか、14年なのか、保護者の皆さん方、地域の皆さん方、このことによって、この

時期がずれていくことによって、この学校の学級数なども変わってくるということですので、統合ありきということではなくて、もっともその学校という建物を建てるための、一定程度の要件を兼ね備えてから、私は議論すべきじゃないかなというふうに率直に思うんですが、いかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

お答えします。具体的な大きさ等々については、やはり話し合いがまとまった時点の希望ということで、予算的なものが現時点では、例えば令和9年建設した場合はどうなのか。令和8年建設した場合はどうなのか等々の見通しは、若干つくかとは思いますが、やはり決まらない中では、なかなかお示しできないというのは確かです。

それから基本方針としては、もう小学校1校、中学校1校という方針を示したわけですので、これを皆さんのご了解を、スピード感を持って了解いただければ、目標達成可能なのかなと思っています。

ただしやはり、地域の下承を大事にしたいというのが、総合教育会議でも話し合われたことですので、そちらを大事にしながらも、目標に向かって進めていきたいなど。大変難しい課題だとは思いますが、そのような気持ちで進めていくつもりです。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今保護者の方々の中にも、実際に地区説明会、あるいはこれから予定されている検討委員会に入っていけない保護者、多数おります。その人たちの声を、私は賛成か反対かじゃなくて、こんな心配がある、通学の問題より、いろんなことを踏まえながら、もしかすると遠く離れている家庭にとっては、もしかしたらその学校に通わせられない家庭もあるかもしれません。そういった今、多くの保護者の皆さん方が不安に思っているようなことを、私はアンケートを取っていかがかなというふうに申し上げました。これもやらない、小規模校のメリット、もう少し丁寧に説明をして、大規模校にもデメリットがあるんじゃないかと、記載してはどうですかと、これもやらないと。この基本方針は決まっているんですよ、私から言えば。そしてよくよく考えると、用地の問題から、あるいは通学の問題から、あるいは放課後児童クラブ問題、何も決まっていない。ただ1校統合というところだけが一人歩きをし

て、それを賛否を問うようなやり方でいいのかどうか、私は疑問に思っております。教育委員会の基本方針でありますので、本当は中身についても一言も修正をしない、一言も直さないんじゃないかと、議員の、今回の定例会の中でも、さまざまな意見を受け入れて、そしてその市民が納得できる、喜んでもらえる学校づくりというものをやっぱり目指していくべきじゃないかなと思いましたが、なかなか今回のご答弁をいただき、どうしても一言もなかなか直すことができないというふうな感じを受けました。大変残念です。実際に私が今回議論と言いますか、話をしたいのは、せめて学校の規模というよりも、どんな学校をつくるのかという、私がそこが1番大事なことだなというふうに思っております。これも資料を作ってまいりました。裏面になりますけれども、これ我が国における学校規模に関する研究事例ということで、今年の5月17日の文部科学省の主催する会議の場に出された資料でございます。資料7も同じです。その方々に、文部科学省の討議資料として出されました。これを見ますと、14人以下の学級、授業中の私語、生徒の落ち着き、礼儀、あるいは授業内容が分かる、勉強が大事だ、学習したことが将来役立つというような前向きな考えを持っている生徒、14人学級以下の子どもたちが、やっぱり大規模に、子どもの数が増えれば増えるほど、この歴然と子どもたちのこの小規模校のほうが優位があるというような数値が並んでおります。資料7についても、小規模校の効果、大規模校のデメリットで小規模校の必要性があると。こういうことが書かれております。資料5を見ていただきたいんですが、これはあの令和8年に1校案ということで、私が教育委員会からいただいた資料であります。教職員数全体では、統合しない場合は99名、統合校では44名、55名がなくなります。校長先生、教職員の数だけを見ましても、統合すれば27名、統合しない場合は54名、半分に減ります。こういった数字から見ても、やはり尾花沢の子どもたち一人ひとりに手をかけて、その子どもたちの教育をしっかりとサポートしていく、そういうことを考えると、私やっぱり、この文部科学省が出している14人以下の学級というのは、大事にしなきゃなんないんじゃないのかなというふうに、あらためて思っていますが、教育長のご感想をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

資料の提示ありがとうございます。私も先に資料を

いただいております。これによると、少人数学級による効果等について強調されていた資料だなと思って見えています。

調べてみると、この資料は、現在35人学級を目指して動いているわけですが、40人学級から36人学級に移行する際の、少人数の有効性を示した資料だなと思って拝見させていただきました。これは全く否定するものではなく、こういう事実があるんだと思います。ただし、少人数の効果がある一方、心配される課題も同時にあります。大規模校のデメリット、確かにあります。けれども、小規模校のデメリットも課題もやっぱり同様に一方ではあるものだと思います。そんな中で、尾花沢市、先ほどこども教育課長のほうからも話ありましたが、予測困難な時代に生き抜く子どもを育てなければならない。そんな子どもたちは、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することをとおして、思考力、表現力、判断力、そういったものを育て、将来さまざまな変化に対応しながら生きていく。そんな子どもを育てるんだという、その方向のもとにこの基本方針が出されているんだということをご理解いただきたいなと思っています。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今教育長申し上げられた点については、これは私も一般論としては、そういうことが言えるんじゃないかなというふうに思います。やっぱり小規模校がいいのか、いわゆる小規模学級がいいのか、ある程度の人数がいる学級がいいのか、賛否はあるんだろうと思います。ただこうやって、文部科学省でも今こういう具体的な学級数による、さまざまな調査をした結果が出ております。そうしますと、基本方針案では、私先ほど申し上げましたように、複式学級が悪い、あるいは中学校、部活ができない、あるいはどの教科でも、その専門性の指導が受けられない、私から見れば、今現在の、複式であり、福原小学校であり、先生も生徒も、地域の皆さんも、一生懸命に、そのデメリットもあるかもしれませんが、良い学校をつくらう、やっぱり子どもたちを、教育をしっかりとやっていただきたい。そんなことで必死にやっている方に対して、私こういう表現をされるというのは、非常にこの小規模校で頑張っている皆様方に失礼じゃないかと、私本当に思うことがあります。頑張ってますよ。そういうところも含めながら、私は統合という1校案をやる際に

は、こういう資料も含めながら、やっぱりみんなで、この尾花沢の、自分の子どもたちがどんな環境で学ぶことが大事なのかということを議論するためには、やっぱりこの基本方針案だけを示すんじゃないくて、こういった事例も含めながら、こういう尾花沢の教育の問題をしっかりと出し合えるような議論するためには、私は資料も必要なんじゃないかなというふうに言いました。でも、全く変える考えはないというふうなことなんですけれども、いかがですか。やっぱりこういう皆さんで議論するためには、やっぱり今の尾花沢が抱えている教育上の課題そのものも、もうちょっと掘り下げながら、提案して、そしてみんなでいい学校をつくるという、そういう視点が必要なんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

現在の尾花沢市内、7つの学校がありますけれども、その学校、本当にどの学校も一生懸命頑張っていて、すばらしい子どもの育成に向かって努力していただいております。それは私も間違いはないと思って見えています。ただ今回示されている基本方針案は、令和9年を、小学校の場合です、目指したものです。現在良くていいのか。その先の準備は必要ないのか。そういったことを踏まえての基本方針案であるということ。さらには、これから地区に説明会、それから検討委員会立ち上げていくわけですが、その中で、少人数がいいのか、大規模がいいのかという論よりも、今後どういう学校をつくっていくんだと、そういう学校像を説明しながら、検討委員会を進めていきたいなと思って、資料のほうも準備しているところです。

これまで小規模、大規模、云々については、本当に話し合いの中で、いろいろ意見が出されてきたものと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

資料8をご覧くださいなのですが、これ平成20年3月1日の市報に掲載をされた、当時の実施計画案の抜粋であります。本市の現状と課題、真ん中にあります現状、急激な少子化。これによってどんな問題があるのか。今と全く変わりありません。同じです。メンバーが変わったかもしれませんが、やっぱり課題は課題なんだと思います。でも17年間、統合してまた統合していくという、こういった課題は解決されたのかど

うか。私非常に疑問に思っています。また人数が少なくなったのでまた統合していくと。要するに最終案ですよ、1校というのは。あとないわけですから、その間何が起きたのか。こういう学校の課題が解決されるのか、やっぱり私は検証していただきたいし、さっきも言ったように、そういった影響について、当局からもそういう情報があれば、やはり引き出しをして、市民の皆さんと親しく議論をしていただきたいというふうに思っております。

先ほどからありましたけれども、小学校の学級編成、今年国会で35人で通りました。ここで話をされていることは、戦後間もない、いわゆる30年頃から、この適正規模のあり方っていうのは、ずっとそれが主体だったんです。適正規模の学校。ところがこの今回の法律改正に沿って、いわば少人数学級とGIGAスクール構想を車の両輪として、全ての子どもたちの可能性を引き出す令和の日本型学校教育、この構築に向けて、大きく舵を切った。いろんな教育の問題というのは、学校の中だけではなくて、いじめの問題、不登校の問題、DVの問題、閉校の問題、いろいろ、当時考えられなかった、尾花沢の子どもたちへも起きております。

そういった意味で、やはりこれからは、大きいとか、小さいかではなくて、今抱えているものを克服していけるような、やっぱり教育ビジョン、鈴木議員からもありました。今そういうことを議論していただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので、最後になりますけれども、まだまだちょっとお聞きしたいこと、たくさんあったんですが、時間がございません。私から1つだけ申し上げます。福原地区よりも小さな人口2,600人の秋田県の東成瀬村の小中学校、学力日本一というふうに報じられまして、日本の国内だけでなく、世界各国から年間600名、教育視察団が訪れるそうです。ここの教育長は、人数が少ないほど学力が上がるのは当然の結果だと。教員が子ども一人ひとりの現状に目を向けられることは、不登校やいじめの解消につながっている。学力だけではなくて、子どもの自己肯定感も、全国平均を大きく上回っているというふうに話しております。そして1つ例を挙げております。野球に例えて、100人の部員がいる野球部は、切磋琢磨によって強くなる。しかし、落伍者も多くなる。東成瀬村には、最初からぎりぎりの9人しかいない。試合に出場するためには一人ひとりの個性を見極め、短所を潰すのではなく、長所を伸ばす方法しかない。このように語っておられます。先ほど申し上げましたけれども、今の尾花沢市

としての基本方針案示されました。その適正規模という考え方にしぼられるということではなくて、やっぱり尾花沢に、今生まれたその子どもたちが将来この尾花沢を担っていくために、その子どもたちがしっかりと地域、学校、保護者の皆様に支えられて、その学校に行くことが楽しい、学校の授業が分かる、そういう一人ひとりの子どもたちが成長していくための学校のあり方について、やはり私は、市長がいうように、子どもを第1に考えていかなきゃならない、そのとおりだと思います。残念ながら、小学校を18学級で建てるために、あるいは尾花沢中学校空くから統合するんだというような、数合わせの統合には私は反対です。このことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

次に2番 星川薫議員の発言を許します。星川薫議員。

[2番 星川 薫 議員 登壇]

◎2番(星川 薫 議員)

先の通告にしたがい、6月定例会、一般質問をさせていただきます。

初めに尾花沢市のゼロカーボンシティ宣言についてお伺いいたします。

本市でも令和3年5月6日に、ゼロカーボンシティ宣言、すなわち脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを、尾花沢小学校にて執り行われましたが具体的な取り組みや削減方法に言及していない状況にあります。現在本市の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量の相関関係についてお伺いいたします。また、今後の実質的な取り組みについても、併せてお伺いいたします。

次に、スポーツ振興推進計画の策定についてお伺いいたします。

スポーツ基本法において、スポーツはこれを通じて、幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとされ、青少年の健全育成や地域社会の活動の創造、活力の創造、心身の健康の保持増進、我が国の国際地位の

向上など、国民生活において、多面にわたる役割を担うとされています。平成31年3月定例会にて、スポーツ推進計画の策定について提言して2年が経ち、今年度ようやく策定する旨を伺い、前進したと感じております。先日、総務文教常任委員会にて、工程の説明を受けましたが、現段階での策定の基本方針や内容についてお伺いいたします。

最後にパレットスクエアの今後についてお伺いいたします。

3月19日、全員協議会の中で、契約会社より令和4年4月以降に解体したいとの説明を受け、早3ヵ月になろうとしています。当施設には、地域子育て等拠点施設ABESAをはじめ、バスの停留所、待合所、観光物産協会、シルバー人材センター、民間運営のプールなど、公共施設や公的団体、民間事業者などが入居しており、尾花沢市にとっても重要な物件となっております。施設に入っている事業所や周囲の事業者に聞き取り調査を行ってまいりましたが、駅は尾花沢の顔、玄関口でもあり、なくなるとは困るとの意見が多い状況でありました。そこでこの3ヵ月間でどのように話が進んでいるのか。当局はどのどのような方向性で進めていくのかお伺いいたします。

以上、質問席からの発言とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

ただ今、星川薫議員より大きく3点についてご質問いただきました。順次お答えしてまいります。

初めにゼロカーボンシティの宣言についてお答えします。

ゼロカーボンシティ宣言については、5月より市内の小中学校の電力が、やまがた新電力へ切り替わったことをきっかけに、尾花沢小学校6年生児童67名と宣言を行いました。

やまがた新電力は、山形県を中心に設立した地域電力会社で、鶴子発電所を含む県内の再生可能エネルギー発電所から電気を調達し、県内の公共施設へ電気を供給し、エネルギーの地産地消を目指しているものです。この電力へ切り替えることで、温室効果ガスを発生させない、クリーンなエネルギーを使用していることとなります。

令和元年5月に開庁した市役所新庁舎についても、冬季間の雪をエネルギー棟に貯蔵し、夏場の雪冷房への活用やパレットボイラー、地中熱を活用した屋上の

融雪装置等、再生可能エネルギーを最大限に活用しています。

温室効果ガス排出量と森林吸収量の相関関係についてですが、市町村単位での推計はされておりませんが、山形県全体では、令和3年3月に策定された山形県環境計画の中に、ゼロカーボンやまがた2050達成イメージが示されています。2050年までに再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策を進め、温室効果ガス排出量を最小限とし、さらにその温室効果ガス排出量相当分は、整備された森林により吸収されることから、温室効果ガス排出量実質ゼロとするものです。

今後の取り組みであります。6月4日の報道記事によりますと、環境省の有識者検討会で、公的な住宅や施設は新築時に太陽光発電設備の設置を義務付け、既存建物も可能な限り設置を進めることで検討されています。環境分野の政策は、技術的な点も含め、前へ前へと新しい対策が次々と打ち出される状況です。これらのことを踏まえ、今年度策定予定の環境基本計画で示していく予定です。ゼロカーボンシティの実現に向けては、再生可能エネルギーを活用した住宅の推進と公共施設への導入、森林整備などは、大きな柱となりますので、積極的に取り組んでまいります。

また、本市の課題でもある雪対策についても、再生可能エネルギーとZEH、ゼロエネルギー住宅を組み合わせるなど、無雪化住宅の可能性についても研究してまいります。

次に、スポーツ推進計画についてお答えします。

スポーツ推進計画の策定については、令和3年3月に策定委員会を設立し、大まかなスケジュールを作成したところです。現在は市民アンケートを7月に実施できるように、内容の検討を行っているところです。

基本方針及び計画内容については、今後、策定委員会の中で協議する予定ですが、今回実施する市民アンケートにより、本市におけるスポーツ環境の実態を検証し、さらに国の第2期スポーツ基本計画や山形県スポーツ推進計画、及び市の第7次総合振興計画などとの整合性を図った上で策定する予定です。

また、スポーツにおける尾花沢の課題として、スポーツをする子どもの数の減少が挙げられます。スポーツ少年団への加入者の減少により、チームを編成することができないなど、子どものスポーツ離れが深刻化している状況です。体を動かすことへの抵抗感や親の負担の増加など、さまざまな要因が考えられますが、こういった課題解決に向けた取り組みなども反映した計画となるよう検討してまいります。

次に、パレットスクエアの今後についてお答えします。

パレットスクエアについては、所有する事業者から令和4年度中に解体したい旨の話があり、詳細については3月の全員協議会で説明させていただきました。市では、地域子育て等拠点施設ABES Aの賃借料5年分を債務負担行為として上程したばかりでもあり、大変急な話と受け止めています。この間、市としてもさまざまな視点から検討を重ね、契約に関する法的確認等、関係機関と協議してきましたが、同時に、継続した利用が図れるよう、事業者へ再度要望を出させていただいたところです。

今後は、市の公共的役割の一部を担っている施設でもありますので、できるだけ継続した利用が図られるよう、事業者との話し合いを進めていく考えです。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

それでは自席より、再質問させていただきます。

まずゼロカーボンシティ宣言についてでありますけれども、ゼロカーボンシティ宣言するのは、大変良いことだと思います。5月1日より市内の小中学校の電気を、電気の地産地消に取り組んでいる、やまがた新電力からの電気に切り替えたということでもあります。当事業所のほう、私ちょっと調べてみましたが、でも100%FIT電気には達していないようでございます。地産地消、尾花沢には新鶴子ダムを用いて、山形県企業局が鶴子発電所として4月から9月まで発電を行い、年間発電力量1千万9,000kwであります。これとの関連性であります。直接供給されているのかお伺いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(本間孝一君)

お答えいたします。山形新電力の電気が100%再生可能エネルギーに到達していないとのことではありますが、新鶴子ダム、鶴子ダム発電所をはじめ、県内の再生可能エネルギー発電所より調達している水力発電や、太陽光発電、風力発電は、時間帯や季節、気象状況により発電量が大きく増減することから、安定供給するために、一定程度の電力をほかの電力会社から調達しているものであります。平成30年度の資料でございますが、11%ほど外部からの電力を調達しているようであります。

そのため、県内のさまざまな再生可能エネルギーと電力会社の電力が混じり合ったものが、各小中学校へ供給されているものであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

そのとおり、11%ぐらいほかの事業所から電力を入れていると。私の調べたのもその程度でした。実際です、その電気が、地産地消と言っても、再生可能エネルギー、今のところはどっちにしても、温室効果ガスを減らすというふうまでには、いたっていないというふうには私は考えています。電力会社を変えただけなんでは思っています。尾花沢市自体から、基本的に温室効果ガスが減ったとは考えておりません。そして尾花沢市はですね、尾花沢市環境基本計画というのを策定しております。平成10年5月に作成されて、改訂版として、平成23年度から32年度までとなっております。また尾花沢市地域新エネルギービジョンは、平成17年度から平成26年度までとなっておりますが、どちらも新版が策定されていない状況にあります。策定されていない理由をお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(本間孝一君)

お答えいたします。環境基本計画につきましては、現計画が平成23年度から令和元年度までとなっておりますが、5月に実施いたしました、ゼロカーボンシティ宣言に併せて策定したいということから、1年延ばさせていただき、今年度の策定となったところであります。地域新エネルギービジョンにつきましても、計画の最終年度である平成26年度以降、未策定でありました。26年度以降事業する上で、特に支障がなかったものと思われまます。現在本市においても、再生可能エネルギーの民間事業者も入ってきていることもあり、エネルギービジョンも大きく変わろうとしていることから、今年度策定することとなったものであります。

また第7次尾花沢市総合振興計画が策定され、二酸化炭素排出量の削減目標も数値化されましたので、これを上位計画と位置付け、環境基本計画、新エネルギー推進計画を一体的に策定したいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

どちらも策定はされていないということでもあります。

本来であれば、本市の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量の相関関係について、環境基本計画に明記した上で、本市がどのように削減に取り組んでいくのかを示すのが先だと思います。パフォーマンス的にですね宣言するのではなくて、きちんとした政策のもとで宣言していただきかったなというふうな思いが強いです。

市長にお尋ねいたします。環境基本計画策定後に、ゼロカーボンシティ宣言をしなかった理由はどのようにでしょうか。お願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

ゼロカーボンシティは2050年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す自治体が宣言するもので、地球温暖化防止対策として世界的な問題であり、全国的に取り組まなければならない課題です。6月14日現在では、全国408自治体で宣言が行われており、宣言後に環境基本計画等の策定を行い、その中で2050年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを明記する自治体も多くございます。まずは宣言をすることで、強い意思表示と決意を示し、そして具体策を検討してまいります。本市では市内の小中学校の電力が5月より、再生可能エネルギーへ切り替わり、わずかではありませんが、二酸化炭素排出量が削減されたという思いから、良いタイミングだと判断し、早々に宣言を行ったところです。一緒に参加した児童からは、電気を無駄に使わないようにしたいとの感想もあり、市民の意識改革のきっかけづくりとなったものと捉えております。今年度策定を予定している環境基本計画の中にも、2050年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを掲げ、再生可能エネルギー推進や自然環境の保全、ゴミの削減や循環型社会の構築に向けて、具体的な内容を検討してまいります。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

ぜひですね、環境基本計画、中身濃いものにしてほしいなというふうに思います。

またこの森林等の吸収による除去量って、これすごく算出するのが難しい計算式になっております。もしあれでしたら、環境省のほうに直接問い合わせをして、算出してもらう方法など考えてはいかがでしょうかね。

次、第7次尾花沢市総合振興計画においてですね、ごみ焼却施設の新設に向けて、基本計画を策定すると

明記されております。環境省はですね、エネルギー回収型廃棄物処理施設設備マニュアルにおいてですね、PFI等の民間活用について検討することを、循環型社会形成推進交付金の新たな交付条件としています。公設民営方式で基本計画を策定することでよろしいかお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(本間孝一君)

ごみ焼却施設に関しましては、現在環境衛生事業組合で循環型社会形成推進地域計画を策定し、進めているところであります。交付金の交付要綱には、PFIの導入の可能性について検討することとなっておりますので、今後環境衛生事業組合でも、PFI導入の可能性について調査することとしております。

また公設民営方式ありきで計画を策定するということではございませんで、まずは、さまざまな可能性について調査を行い、最適な方法を模索してまいります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

公設民営方式ありきではないということでもあります。しかしながら、私が環境省のホームページから調べてみますと、今ほほほほ、ごみ焼却施設は公設民営方式、ここ最近ずっと、そっちのほうでしかやっていません。やはり民間の持つ知識というのは、数限りなく豊富でございます。やはりその辺を有効に活用してですね、電力のほうを確保していただきたいというふうに思いますし、環境省ではですね、あと自立・分散型の地域エネルギーセンターの整備を支援すると表明しております。目的として、1つ目に廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の地域エネルギーセンターの整備を進める。2つ目に廃棄物処理施設で生じた熱や電力を、地域で利活用することによる脱炭素化や、災害時のレジリエンス強化等にも資する取り組みを支援するというふうに環境省では謳っております。つまりですね、平常時には火力によって得られる電気エネルギーを充電施設に蓄電し、EV収集車に活用することによる低炭素化。災害時にはEV収集車を非常電源として活用するなど、事業例を挙げて推奨しています。こうしたコンセプトで取り組む気はあるでしょうか。お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(本間孝一君)

お答えいたします。現在のごみ焼却施設につきましても、焼却熱を利用し、リサイクルプラザ周辺の融雪と焼却施設内の暖房、給湯に活用しているところであります。新施設につきましても、エネルギーの有効活用を図ってまいりたいと考えております。ただ、焼却施設での発電については、焼却熱により、蒸気タービンで発電するような方法はございますが、施設の処理能力が1日あたり100トン以上あれば可能ということでありました。しかし、環境衛生事業組合の新たなごみ処理施設の規模は、20トンに満たない小規模なものを想定されておりますので、発電や電気自動車でのごみ収集は難しいと考えているところであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

規模が小さいので無理だということのようですが、規模が小さくてもできる、何かそういうのはあると思いますので、このEVだけに限らず、もっと違う視点からでもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次なんですけれども、第7次尾花沢市総合振興計画にですね、農業畜産業の連動や先進技術の活用とありますが、堆肥センターリニューアル事業が、3月の定例会にて採択されております。今年度が機能診断、来年度が実施設計、再来年度令和5年度が改修工事であります。目的にもですね、堆肥発酵熱利用とありますが、再生可能エネルギーの取り組みと考えてよろしいのかお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

尾花沢堆肥センターリニューアル事業を推進する中で、堆肥の発酵熱を利用した施設内の融雪機能を想定したものでありまして、リニューアル事業に融雪設備工事などを盛り込むことができないか、現在相談させていただいてございます。これはあの再生可能エネルギー推進の取り組みの1つであるというふうに捉えてございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

私が調べた中にですね、バイオマス発電システムが

ありまして、家畜、糞尿、完熟堆肥を、24時間自動運転可能なバイオマスボイラーの燃料としてですね、蒸気と発熱を利用して、発電機の動力源とバイオマス燃料の乾燥熱源とするシステムで、従来のバイオガス発電よりも構造がシンプルで、そして省コスト、省スペース化を可能にし、故障も少なく、長寿命だということでもあります。このシステムの特徴としては、直接燃焼で設備のコストダウン化、全て焼却灰となるために、困難な廃液処理が不要だということでもあります。それで焼却灰は、無臭、無害、栄養豊富で、肥料としても利用価値が高いということでありました。農林課長、こういうシステムをですね、私たち議会と一緒に、調査、研究してはいかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

ご提案、大変ありがとうございます。以前よりバイオマスによる発電とともに、堆肥を焼却することで発電する方法について、情報収集したことがありますが、ただ今あの星川議員からお話ありましたが、新たなバイオマス発電システムは、設置費用が低く抑えられる点、故障も少なく長寿命である点、あと焼却灰の利用価値が高い点など、大変興味深いものでございます。今後市内では、さらなる肥育牛や繁殖牛の増頭も計画されていることから、畜産農家の支援として、堆肥処理のさらなる支援が必要であり、市としても調査研究が必要であると考えております。

議会と一緒にということでもありますけれども、市としましても、機会を捉えて、先進地視察などを行いながら、調査研究していきたいというふうに思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

尾花沢牛の数もですね、もう9,000頭を超えております。そして牛舎の舎数もですね67棟あるというふうに伺っています。堆肥センターを皮切りにですね、本当は再生可能エネルギーに取り組むことによってですね、尾花沢牛産業振興協議会の皆さんもですね、手を挙げたくなるように、市が先頭となって取り組んでいただきたいと思います。

次に移りたいと思います。スポーツ振興計画策定について伺います。

山形県のスポーツ振興計画に、市町村にはスポーツ振興計画等の策定、改定をとおし、より身近な立場か

ら、住民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援することで、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現を推進するとともに、活力ある社会づくりに取り組むことを期待しますというふうに謳われております。

これから市民アンケートを実施するわけですが、アンケート対象者をどのように考えているのか伺います。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木敏君)

アンケートの対象者につきましては、市内小中学校の全児童生徒955名、そのほか市内在住の16歳以上の方々を年代別に調整いたしまして、無作為に抽出いたしました方々といたしまして、1,000名程度。そのほか市内のスポーツ関係者ということで、スポーツ協会、スポーツ推進員、スポーツ少年団の指導員、あとスポーツクラブの関係者などを対象としてアンケートのほうを実施していきたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

合わせて2,000名超の方にアンケートを実施するということでもあります。アンケート、いつも2,000名、大体2,000名ぐらいやっているわけですが、いつも私感じているのは、回収率が悪いなというふうに思っております。回収率が約40%だったり、47%だったり、50%をなかなか超えないというのが実情でありまして、ぜひですね、アンケートの回収率を上げるための工夫をしていただいた上で、実施していただきたいというふうに思います。

第7次総合振興計画には、スポーツ拠点機能の維持というふうにあります。総合球場は平成15年に整備され、早18年目となり、観客席やフェンスの破損等が著しく危険な状況にあります。球場はグラウンドの凹凸も目立ちますし、また現サッカー場は試合のできる長さがございません。各施設のですね、台帳等を作成し、台帳等、もしくは整備計画や改修計画を明記していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木敏君)

計画の中に、改修計画などのほう明記してみてもどうかということでもありますけれども、今現在、各施設の整備計画ですとか、改修計画についてでありますけ

れども、市が所有する公共施設等におきまして、維持管理、更新、統廃合、長寿命化など、計画的に行っていくための中長期的な方針といたしまして、尾花沢市公共施設等総合管理計画というのがございます。各施設の老朽化の状況ですとか、市民ニーズなどを把握いたしまして、各々各施設の個別計画を作成いたしまして、施設の改修ですとか、長寿命化計画のほうを計画的に進めていくとともに、ほかの自治体のスポーツ推進計画のほうを見ますと、主にスポーツ推進に係るソフト関係の計画のほうがメインとなっているところが多いようですので、推進計画のほうに施設の改修などをどのように盛り込んでいくのがいいのかということを検討してまいりたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

前向きな答弁ありがとうございます。尾花沢市公共施設等総合管理計画、私も拝見させていただきましたけれども、あまり具体的な例がなくて、あくまでも施設の規模であったりとか、個別の管理計画ではなくて、あくまでも尾花沢市全体としての管理計画なのかなというふうに捉えたところでございます。ぜひですね、やっぱり長く長寿命化するには、きちんとした改修も必要ですので、ぜひその辺も進めていただきたいと思います。

それである、尾花沢市のスポーツに対する補助金は、ほかの市町村に比べて、私は充実していると思っております。スポーツ合宿等誘致推進事業費補助金であったり、尾花沢市文化スポーツ活動大会出場激励金であったり、スポーツ少年団等各種大会出場費補助金であったり、また体育協会からの表彰や補助金であったりと、たくさんありますが、これをぜひ明記していただくことによって、市内外の人に知っていただくことになると思っていますので、この辺も明記していただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木 敏 君)

スポーツに対する各種補助金などの助成につきまして、スポーツ推進計画に明記してはどうかということでもありますけれども、星川議員が仰るように、スポーツ推進計画の中に明記いたしまして、尾花沢市独自の取り組みといたしまして、尾花沢の良さを市内外の方々にアピールしていければというふうに思っております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

やっぱりこういう多様な補助金、ほかの市町村から、親御さんたちから、「こんなのあるの、尾花沢いいね。」ってよく言われます。私もですね、「まあいいべ。」という感じで答えるんですけど、私もお願いして作った補助金もありますので、ぜひ明記していただきたいなというふうに思います。

あとスポーツ振興計画策定は、今年度でするわけですけれども、改定年度はどのように考えているでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木 敏 君)

スポーツ推進計画の内容などにつきましては、これから検討していくこととなりますけれども、計画期間につきましては10年、見直しと言いますか、改定につきましては5年ごとというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

10年、5年を目途に改訂していくということであり、やはりあの人口や情勢によって日々変化いたしますので、時代に合った推進計画であってほしいなというふうに思いますし、私もですね、スポーツ、野球部であったり、クロスカントリーであったり、ゴルフであったりと、よくスポーツを通じてですね、良き仲間と巡り合ってきました。スポーツはですね、体を鍛えるだけでなく、考える力や想像力も生まれ、勉強にもつながると思っております。スポーツはいいと思われる推進計画になることをご祈念いたします。

次に移ります。次にパレットスクエアの今後についてであります。この場所はかつて、山形県北村山郡大石田町の奥羽本線大石田駅から分岐して、尾花沢市の尾花沢駅までを結んでいた山形交通の鉄道路線、地元では花列車として慕われてきたというふうに伺っております。先日ですね、芭蕉、清風歴史資料館を拝観した際ですね、尾花沢駅の写真も飾られておりました。私は、この場所は、公共機関の停留所ともなっており、尾花沢の顔、玄関だと思っております。

契約会社とは5年間の債務負担行為での契約だと伺っています。現在当市の契約内容は、福祉課のABESA、介護教室、市民税務課の待合所、バスの旋回部分の土地利用代、こども教育課の小学校のプール授業

と伺っていますが、どのように対処するおつもりなのか、各課長にお伺いいたしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

お答えいたします。福祉課が担当しております契約は2つございます。まずABESAであります。令和3年3月定例会において、5年間の債務負担行為の設定についてご可決いただいておりますが、今年度につきましては、貸主側の意向により、1年間の賃貸借契約を締結しております。賃料につきましては、896㎡、月額68万2,000円、税込みでございます。

次に介護予防事業の、はつらつ元気塾業務委託契約であります。契約期間は令和3年7月1日から令和4年3月31日までであります。委託料につきましては、全5コースで279万4,000円であります。

対処ということでありましたけれども、市長が答弁したとおり、できるだけ継続した利用が図られるよう、話し合いを進めていく考えです。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(菅原幸雄君)

ご質問のバス待合所、バス旋回部分の土地利用につきまして、それぞれ1年契約で、毎年更新しているような状況です。今年度も昨年同様の内容でお借りしている状況です。具体的に申し上げますと、待合室の利用に関しては、4月から11月までが1万5,000円、12月から3月までが3万円プラス消費税、年額で26万4,000円です。路線バスの停留所使用に関するものについては、4月から11月までが9,523円、12月から3月までが4万7,619円プラス消費税、年額で29万3,320円です。

今後についてですけれども、市営バスだけでなく、山交バスの発着所ともなっております。例えば公立病院行きのほか、48ライナー、夜行バスなど、大型のバスが旋回します。それなりのスペースが必要だということで、山交バスでも、できれば継続してこのままでというふうなことで、お話をいただいております。私どもも、担当課としては、できる限りこのまま使わせていただきたいと考えているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

私からは小学校の水泳授業について、これまでの経

緯と、現状ごとにお答えいたします。

一昨年まで宮沢小学校と常盤小学校が、パレットスクエアのプールを利用して授業を行ってまいりました。昨年はコロナウイルスの影響により、水泳授業を見送ることとなりましたが、昨年度の計画の段階でも、更衣室を密な状態にしないための工夫が必要であると考え、広い場所を提供していただいたり、時間差をつけて、少人数で利用したりすることで、話し合いを進めてきたところでした。今年度についても、プール授業が実施できるかどうか流動的であったこともあり、さらに密を避ける形での実施について検討を重ね、宮沢小は福原小学校のプールを、常盤小学校は玉野小学校のプールを借用して実施する計画で、各校の教務主任から日程を調整していただき、水泳の授業を実施しております。来年度以降は、今年度の実施状況を把握、分析した上で計画していく考えであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

契約については、5年間の債務負担行為は行ったものの、福祉課は1年間、市民税務課も1年間で、プールの授業は今年度は行ってないということになります。しかしながらですね、あの民間のプールでありますけれども、実はあの小学生とか幼稚園児も使っているようなございます。もちろん中学生の部活で、水泳部員13名が利用しているということも伺っております。総合の中の部活ということで、先ほど鈴木由美子議員の質問にも答えられていましたが、教育委員会としては、場所の確保は保護者がするものというふうに伺っておりますが、実際あの市民プールをなくしたのは市でございます。民営のプールを使用せざるを得なくなったのも、市民プールをなくしたからであります。その辺、教育長、これでいいんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

お答えします。パレットスクエアのプールがなくなるという情報は、先の地区中学校総合大会の中の、水泳部門ですけれども、フリーレー、メドレーレーともに男女優勝という、大活躍をしている水泳部の皆さんにとっては、本当にちょっと残念なお話だったなと思っています。

現在、中学校の部活動も、先ほど話あったように、多様な姿があって、保護者や生徒の要望を受けながら、学校の部活として認めている、そういうものもあると。

今回の水泳部も、スイミング所属のメンバーを中心に、学校へ要望し認められたと、そういう部活である。また同様に、サッカーや野球も、学校に部活があるんだけど、さらに新庄市や東根市に出向いて、そのチームに所属して活動する、そういった子どもも部活動の1つとして認めて、行っているという経緯があります。水泳部の皆さんにとっては、今回の話が進むことになれば、新たな活動場所を模索して、そして必要があれば要望をとおして、部活として認めていただくと、そういうことになるかと思えます。

市民プールがないことで、民営のプールを使わざるを得ない現状になったということに関してなんですけれども、旧市民プールが故障して、改修しなければならぬ時点で、今後の維持、管理、運営について、総合的に検討した結果、廃止となったと、そういう経緯があるということを知っていますので、現状の中では、この状態の中でどういった活動ができるか、水泳部の皆さんには模索していただくということになるかと思えます。

なお今回示された、尾花沢市小中学校のあり方に関する基本方針（案）の中では、夏季休業中の市民プールをという提案が出されてあって、通年をとおした部活動ができない、そういうプールを想定していたものではありませんでしたが、先ほど、午前中、市長答弁にありましたように、市民のニーズを受け、今後建設を検討する段階において、調査研究していくということになっておりますので、そちらのほうで検討していきたいと思っています。以上です。

◎議長（大類好彦議員）

星川議員。

◎2番（星川薫議員）

ぜひですね、市民の要望でございますので、ぜひそっちのほうで検討していただきたいと思えますし、1年、2年で、もしこれ無くなってしまうと、プール、間がなくなってしまう。その辺も継続に向けて、今市でも一生懸命動いているということでもありますけれども、やはりあの、突然のことですね、もちろん本市及び施設内事業者、周囲事業者及び住民も困惑しているわけでもありますけれども、尾花沢市の顔を守るため、私は官民が一体となって、この状況をクリアしていかなければならないというふうに考えています。その辺、市長はどうお考えでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

市長。

◎市長（菅根光雄君）

先ほどあの鈴木由美子議員にもお答えしたんですけれども、まずあまりにも3月に、唐突な申し入れがありまして、どうするんだと。私らだけでは解決できないから、全協で皆さんにもしつかりとご提示させていただいて、どういうふうな形でいけばいいのか、皆さんにも一緒に考えていただきたいとお願いして、何らかのアイデアをいただきたいというふうに思っております。もちろん今後どういう形になっていくのか、来年の4月以降、取り壊すというふうに言っているわけなんですけれども、できる限り使わせていただきたいと。そして現在利用している皆さんに使っていただくような形で進めることできないかなと。ただ当然、いつかは考えなくちゃならない時、当然来るわけです。それまでの間に、今期間が1番必要なんじゃないかなというふうに思います。先ほども申し上げたけれども、学校は学校、保育園は保育園、プールはプール、そしてABES Aに代わるものを、また単体として作る。いくらお金あっても足りません。だからそれを、できるだけ使い勝手のいい状態にするという、総合的な考え方を持っていくべきであろうと思えますし、それがまちづくりにも全部つながるんじゃないかというふうに思っています。ここからこうすればいいんじゃない、だけでは収まらない問題だと思えます。ですから今後を考えた時に、そのABES Aの所有者の方々も、どういうふうな、最終的にはどういう考えを持っているかと、私らまだ示されておきませんので、結局私らは私なりに、子どもたちの施設をまず守らなきゃいけないと。あのABES Aをどういうふうにして、あそこから移設する際には、どうすればいいのかというふうに考えなくちゃならない時が来ると思えます。ただ安閑と、もう解体しますよというところまで、ぎりぎりまで持っていくことはできないと思えますので、それに合わせた形で対策を取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っています。

◎議長（大類好彦議員）

星川議員。

◎2番（星川薫議員）

市長側の執行側と、私たち議員は執行できない状況であります。私たちは議決権はありますけれども、執行する側ではありません。ですから、私たちに振られて提案とか提言はできますけれども、実際執行するのは執行部側ですので、ぜひですね、市長のリーダーシップに期待申し上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これで一般質問終わらせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、星川薫議員の質問を打ち切ります。

次に10番 小関英子議員の発言を許します。小関英子議員。

[10番 小関英子 議員 登壇]

◎10番(小関英子議員)

令和3年6月定例会、一般質問をさせていただきます。大きく5項目質問させていただきます。

1項目、生理の貧困対策についてお伺いいたします。

世界各国で女性の月経に対する生理の貧困が問題になっています。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを指します。発展途上国のみならず、先進国においても格差が広がり、大きな問題となっています。そして昨年からのコロナ禍で顕在化してきています。この生理の貧困解消のために、世界では取り組みが具体的に進んでおります。イギリスでは世界で初めて、2020年にスコットランド議会で、生理用品を無料提供する法案が可決されています。また韓国では、国家行政機関の女性家族部で、2016年に保健衛生物品サポート事業を開始するなど、取り組みが始まっています。この問題は日本でも無関係ではなく、SNSアンケートで、若者5人に1人が、生活困窮で生理用品の入手に苦労した、生理用品でないものを使ったなどの結果が出ています。また貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトによる親からの生理用品を買ってもらえない子どもがいるとの指摘もあります。さらに労働基準法に定められた生理休暇制度については、周知が進んでいないのが現状で、日常生活に支障をきたす生理中の重い症状でも、職場や学校で理解されず、辛い思いを抱えている女性が多くいると思われまます。現状を踏まえて、2点お伺いいたします。

1点目、ひとり親世帯など経済的理由で、生理用品の用意が難しい方への支援や、学校で生理用品を無償提供の方策を考慮していただきたい。

2点目、防火備蓄品に生理用品を加える予定はあるかお伺いいたします。

なお学校での無償提供の方策については、今定例会に並行して、菅根市長に公明党山形県本部尾花沢市部より要望書を提出させていただきましたが、すでに取り組みされているとのことでした。大変にありがとうございます。

大きい2点目の項目として、不育症治療への支援についてお伺いいたします。

不育症とは、妊娠しても流産や死産を繰り返す病気

で、不妊症とは異なります。不育症は原因として胎児の染色体異常などが挙げられるようですが、全体の約65%が原因不明とされています。このため治療にあたっては、研究段階にある保険適用外の検査を、保険適用の検査などと一緒に行われると、全体が自己負担となるケースがあり、費用が嵩む一因となっています。令和3年度から1回上限5万円での助成を行う地方自治体を、国が支援する形となっています。市の今後の支援を2点伺います。

1点目、認知度がまだ低い不育症についての広報や、市のホームページで、どのように周知が行われているかお伺いいたします。

2点目、高額になる不育症治療の負担軽減のために、どのような支援を行うかお伺いいたします。

大きな3項目として、有害鳥獣被害対策の拡充についてお伺いいたします。

山菜採りが最盛期、各地で山開きが続く季節となり、人の動きに比例して、クマの目撃情報も増えてきています。最近では人間を怖がらない、新世代クマが増えているとも言われています。県ではクマと人の活動が重なる緩衝地帯、地域、農地などの人の活動が活発になる防御地域との区分ごとの整備など、長期的に緩衝地帯の整備は山里の再生も重要とされています。有害鳥獣被害対策について、2点お伺いいたします。

1点目、有害鳥獣被害対策で、昨年からのドローンを導入されていますが、どのように活用されているかお伺いいたします。

2点目、クマやサルなどが住むべき山と、人々が住む里の境界を作っていく方策として、豊かな山づくりのために、クマやサルなどが餌として好む木の実の樹木の植林を推進してはどうでしょうか。お伺いいたします。

大きな4項目目として、ひとり暮らしを支える仕組みづくりについてお伺いいたします。

高齢者の人数の推移を見てみると、65歳の方が平成17年で6,390人、令和2年では6,280人と、110人ほど少なくなっていますが、ひとり暮らしの方は平成17年で307人、令和2年では602人と約2倍になっています。12年前にご主人を亡くされたご婦人の方が、今年の冬の豪雪で除雪作業が続き、体調を崩して、ごみ出しなどに困ったと言われていました。年齢を重ねてからのひとり暮らしの方をどのように支えていくか、2点お伺いいたします。

1点目、ひとり暮らしの高齢者の方などで、支援が必要な方を対象とした、尾花沢市福祉ネットワーク、

福祉隣組事業があります。事業を活用できるよう、どのように周知されているか。また必要な方に十分に情報は届いているかお伺いいたします。

2点目、尾花沢市福祉ネットワーク隣組事業は、年間どれくらいの利用者がいるか。また利用する場合、各集落の民生委員への相談が必要となります。病気やケガなので急に支援が必要になった時に、すぐに対応してもらえないと聞いています。速やかな支援を受けられるように、仕組みの見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

大きな5項目として、障がい者への支援拡充についてお伺いいたします。

近年50年に1度と言われる豪雨水害が、3年連続で発生し、避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示が発令されています。令和3年5月20日には、避難勧告が廃止され、避難指示で必ず避難となりました。災害発生時の避難の際などに、外見からは分からない障がい者や、疾患などで支援や介護を必要とすることを周囲に知らせることができるヘルプマーク、ヘルプカードがあります。尾花沢市においても導入されていますが、いざという時に支援や配慮を受けるように、必要なツールになります。

また山形県内では、まだ導入している自治体はないようですが、「災害時支援・みまもりスカーフ」があります。いざ避難行動を取る時に、障がい者や高齢者の方の負担軽減について、2点お伺いいたします。

1点目、災害発災時、避難に支援が必要な障がい者や高齢者の避難体制の構築、整備はされているかお伺いいたします。

2点目、障がい者や高齢者との意思疎通や、コミュニケーションをとることが大事になると思われま。避難時、避難所で障がい者や高齢者の負担軽減のために、方策をどう行っているかお伺いいたします。

以上、質問席からの質問とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

小関英子議員からは、大きく5点について質問いただきました。順次お答えしてまいります。

まず初めに、生理の貧困支援対策についてお答えします。

生理の貧困についての質問ですが、新型コロナウイルスの影響で、世界的に問題視されております。日本国内においても、経済的な理由で生理用品を購入でき

ないといった問題が顕在化しているようです。今のところ、生理の貧困に関する相談はありませんが、この問題は経済的困窮のみならず、家族の理解が得られないことや、ネグレクトで生理用品を買ってもらえないなど、貧困という言葉だけでは片付けられない課題もあると捉えております。

例えば、ひとり親家庭にもさまざまなケースがあり、母子家庭、父子家庭、または親に相談したくてもできないといった家庭環境も要因の1つとして考えられ、中には生活に困窮していないケースもあるようです。

生理用品の無償提供は、現在困っている方を救済する有効な支援策ではありますが、このように家庭における根本的な問題も解決しなければ、生理の貧困は解消されません。

このようなことから、社会福祉協議会が窓口である貸付事業などを活用した経済的な支援に加え、子どもたちが生理を含めた自身の健康について、話しやすい家庭環境になるよう、相談窓口での親切、丁寧な対応を引き続き行ってまいります。

本市では、防災備蓄品として小型発電機や投光器、無線機といった資機材に加え、飲料水、アルファ米、毛布、簡易トイレ等といった備蓄品を配備し、災害に備えています。防災備蓄品に生理用品を加えてはとのお尋ねですが、応急的なものとして、生理用品を備えておく必要もあると考えています。今後、食料、飲料水等に加え、生理用品をはじめとする生活必需品の備蓄についても、避難者の立場に立って、積極的に取り組んでまいります。

次に不育症治療への支援対策についてお答えします。

不育症とは、妊娠はするが2回以上の流産や死産を繰り返し、結果的に子どもを持たない状態をいいますが、不育症に関する認知度はまだまだ低く、不育症に悩む方への情報提供は大変重要であると捉えています。今月から市の公式ホームページに不育症についてのページを設け、不育症の定義や県内の相談窓口についても情報提供を実施しています。今後も、さまざまな機会を捉えて、不育症についての周知を図り、不育症に悩む方への適切な支援につながるよう、市民へ情報提供してまいります。

次に不育症の治療に対する支援ですが、国では今年度から先進医療に位置付けられた保険適用外の不育症の検査費用の助成制度を創設しており、市町村においても、独自に検査費用や保険適用外の治療費の助成を実施するところがあるなど、不育症に対する支援が高まってきています。不育症は不妊に悩む人と同様に、

精神的な負担や経済的な負担が大きく、安心して検査や治療、カウンセリング等を受けられるよう支援していく必要があります。

不育症の原因はさまざまで、65%が原因不明となっておりますが、不育症に対する支援が、不妊症に対する支援と同様に、子どもを望むご夫婦の一筋の光となるよう、検査や治療の助成について前向きに検討してまいります。

次に、鳥獣被害対策についてお答えします。

鳥獣被害に関する現地調査の際、立ち入りの難しい山間部や住宅地など上空からドローンで調査することで、より広域かつ効果的な取り組みが可能となります。昨年度に1台導入し、職員5名が操作研修を受講して対策にあたっています。

ドローンの活用実績についてのお尋ねですが、昨年度は主にニホンザル捕獲用の大型捕獲オリ設置と併用して活用してまいりました。大型オリで捕獲が成功した時点で、群れの中心がどの場所に移動しているのか、またこの時点での群れの集団性を見極めを行ってまいりました。結果、捕獲直後は、大型オリの周辺に居座ってはいたものの、移動先と思われる場所に向け、集団で移動することが分かってまいりました。これは、銃器を用いた追払い活動の際とは異なる行動であり、今後も継続した調査が必要であると考えています。

また、クマ出没対応時に、ドローンを活用した痕跡調査を行いました。足跡の追跡は困難でしたが、移動した際の痕跡を確認することができました。

また、昨年10月には中心市街地にハナレザル1頭が出没し、市民の安全確保のため追払い活動を実施しました。地上部隊と連携して、上空からはドローンで追跡するなどし、追い払いに成功しました。しかし、市に寄せられる目撃情報や被害報告のほとんどは、現場に鳥獣がとどまっていることが稀であり、全ての案件でドローンを活用できるというわけではありません。今後、さらに多くの場面で活用できる方法を研修、検討し、実践してまいります。

次に、有害鳥獣被害対策の一環として、サルやクマが好む実が実る木を植林してはとのお尋ねですが、まず、東北森林管理局と山形県が毎年、夏季、ブナの開花状況調査から推測した結実予測を公表しています。ブナの実には野生生物の食糧源として大きな役割を果たしていることから、有害鳥獣対策の各種会議の場でも、この調査結果が引用される場合があります。山形県の調査地には本市の鍋越峠もあり、過去10年間を振り返ると凶作の年が7回あった結果となっております。

さて、豊かな森とは、木材資源が豊富な森であるとともに、野生鳥獣の食糧も豊富な森とも解釈でき、木材利用サイクルに合わせた植樹は推進していかなければなりません。野生動物の餌を増やすための植樹は、野生の生物の食糧事情が向上することで、生息数を増やすことにつながり、生息数が増えることで、さらなる餌不足を引き起こすのではないかと懸念されます。

さらには、イノシシのように受胎率の高い動物が飛躍的に増えることで、生態系を崩す恐れも想定されます。また、植樹後も下刈りや間伐などの手入れが必要であり、手入れが行き届かない場合は、野生鳥獣の住処になると思われます。西日本では、野生動物の保護団体が山中でエサやりを行った実績もあるようですが、効果が確認できるにいたっていないと伺っております。

以上のことから、さらなる問題を引き起こす恐れのある植樹対策は、多方面から慎重な検討が必要でありますので、現在は餌場となる植樹対策を推進する考えはございません。現在、野生鳥獣と共存、共栄を図る観点から、人里と里山の緩衝帯、いわゆるバッファゾーンの整備を、山形県みどり環境税を活用して進めており、加えて人里が餌場とならないよう、放任果樹の伐採や農作物の残渣の適正処理の徹底を呼びかけています。

今年度は、地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策推進事業を創設し、地域が一体となった活動を地域の皆さんと一緒に考え、総合的に支援することとしておりますので、既存の簡易電気柵設置費補助事業や追払い用花火の無償配布と併せて、鳥獣被害防止対策事業を推進してまいります。

次に、ひとり暮らしを支える仕組みづくりについてお答えします。

福祉ネットワーク、福祉隣組事業は、社会福祉協議会で実施している事業です。社会福祉協議会によりますと、対象は、ひとり暮らしの高齢者など、日常生活を営む上で、公的な福祉サービスだけでなく、地域住民の支援が必要な世帯とのことです。利用の際は各地区の民生委員をとおして、社会福祉協議会に要援護者として登録した後、福祉協力員の支援を受けることが可能となります。社会福祉協議会では、各地区の民生委員や区長を通じ、制度の周知を図っているところです。今年度も引き続き、社会福祉協議会、包括支援センター、また各地区民生委員、区長、老人クラブで構成する、福祉ネットワークづくり連絡会議間で情報を共有し、さらなる各集落への制度の周知、制度利用拡充に努めていく予定とお聞きしております。

次に福祉ネットワーク事業の年間の利用者についてお答えします。

福祉ネットワーク、福祉隣組事業は、令和2年度末時点で142世帯が要援護者として登録し、福祉協力員の支援を受けています。民生委員の方々は、担当地区内の要援護者はもちろん、元気で支援を必要としない高齢者のひとり暮らし世帯や、高齢者のみの世帯についても把握しています。急な支援が必要になる場合に備え、不安を感じている方は、あらかじめ民生委員に相談していただき、民生委員が家庭状況や体調などを把握して、いざという時に直ちに最適な対応ができるようにしておくことが必要です。なお、利用に関しては、社会福祉協議会で、より柔軟な対応ができるよう努めていくとのことです。

次に、障がい者への支援に関する質問についてお答えします。

本市では、高齢者や障がいのある方など、災害時の避難行動や避難所での生活が困難な方、いわゆる、災害時要援護者の支援のため、災害時要援護者避難支援台帳制度を実施しています。登録された情報については、自主防災会、民生児童委員、地域包括支援センター及び避難支援者と情報共有し、平時の見守り活動、また、災害時の避難行動支援に活用されています。また、昨年度からは、自主防災会と消防団との間でも、要援護者台帳の情報を共有していただいております。災害時の速やかな避難支援に役立っています。

災害は、休日、夜間を問わず、いつ発生するか分かりません。できるだけ多くの支援の手が、それを必要とする要援護者に届くよう、地域ぐるみの支援体制を構築していく必要があります。

昨年度から実施しています、防災出前講座をはじめ、地域での防災に関する話し合いにおいても、災害時要援護者の避難支援をはじめとした地域共助の取り組みについて、お話をさせていただいています。

今後とも、障がいのある方をはじめ、支援が必要な方の避難を、実行性の確保と支援体制の強化を図ってまいります。

避難所生活における意思疎通や支援に関するご質問ですが、避難所において障がいのある方と周囲の方が、スムーズに意思疎通を図ることは非常に重要であり、障がいのある方の心理的ストレスの軽減にもつながります。障がい者用「災害時支援・みまもりスカーフ」は、避難所などで必要な支援や理解を得るための手段としては、県外の自治体で取り組まれている事例があります。

先にお答えしたとおり、本市では、地域のつながりが希薄な都市部と異なり、自主防災会における要支援者の情報共有が最も重要な点であると捉えております。加えて、本市においては、全国的に広がりを見せているヘルプマークに取り組んでいます。こちら、「災害時支援・みまもりスカーフ」同様に、障がいや疾患があることが外見から分からない方が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることで支援を受けやすくするもので、希望する市民に交付しています。今後とも全ての市民がヘルプマークについての理解が深まるよう広報に努めていきます。

今年3月には、特に配慮が必要な障がい者の避難に関し、障がい者支援施設新生園と福祉避難所に関する協定を締結させていただきました。今後とも、障がいがある人もない人も助け合いながら、安心してすごせる避難所環境の構築を目指し、取り組みを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

では自席から順次、再質問させていただきたいと思っております。

生理の貧困についてお伺いいたします。生理用品の支援については、経済的な理由だけではなく、課題も多いとの回答です。家庭で買ってもらえない子どもたちは、生理用品を手に入れることが困難になってしまおうと思われまいます。やはり毎日通う学校の取り組みが大事だと考えます。学校で取り組んでいる支援方法をお聞かせください。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

ではお答えいたします。まず学校教育においては、大前提として、子どもの困り感に気付いて、素早く対応することが大切だと考えております。子どもの様子の変化を捉えながら、家庭と連携を取り、状況に応じて、例えば準要保護の制度を活用したり、生活支援の必要があれば、関係課等との相談をとおして支援を求めたりするなど、この件に限らず、子どもたちの生活を守っていくことを最優先に対応しております。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ありがとうございます。やはり子どもたちの変化を

気付くというのが、1番大事なところだと思います。本当に子どもたちが言葉にできない部分というのを、どうやって気付いていくかということが、本当に大事なことだと思います。生理の貧困についても、そこが1番大事なところかなと思っておりますので、しっかりと子どもの変化に気付いて、対応していただければと思います。

あと生理用品に関してですけれども、今現在はこういう形で、子どもたちが学校で手にできるような状況で対応されているのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

お答えいたします。用品をトイレとかに常備しているというふうな現状はございません。理由は2つあります。先ほども申し上げましたけれども、子どもたちがそういうふうな困り感を抱いている際には、話をしてそれを把握しなければいけない。用品があればいいというふうなことだけでは済まないというふうに、まず捉えています。というふうなことを踏まえまして、生理用品等については、現在、小中学校でも、保健室のほうで常備して、個別に対応しているところがございます。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

しっかりと保健室で対応されているということで、やはり養護の先生ともしっかりと連携できているということが大事かと、そこは大変に大事なところだと思います。

次に、愛知県の東郷町では、子ども議会が開催されて、6年生の女子児童から、経済的な苦しさに加え、生理用品を持って歩くのが恥ずかしいと、夜用の生理用品を付けて、学校で1度も交換しない人もいると聞いたとして、トイレに生理用品の常備を提案されたということが記事になっておりました。そしてその提案を知った地元の工業団体組合の方が、これは支援が必要だということで、トイレに生理用品が備蓄されるようになったという事例も出ております。今言われたように、トイレに現在は設置されていないとありますが、今後は設置する考えはあるか、お伺いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

今ありましたように、トイレに常備するというふうなことは、選択肢の1つでありますので、学校ごとの状況、これ異なりますので、これを踏まえて検討していただきたいというふうに考えております。

ただし、先ほども申し上げたとおり、子どもたちにとって、大変デリケートな問題ですので、担任や養護教諭に相談できる体制づくり、子どもに個別の対応を大切にして、子どもたちの安心、安全を含め、生活を守っていききたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

了解いたしました。やはり、養護の先生としっかりと連携を取るという、またその信頼関係というのは、大変に大事なところだと思います。ただその上で、思ったことを声にできないような児童、生徒さんもいらっしゃるということも考えていただいて、ぜひ配慮をしていただきたいと思います。

このたび市長のほうに要望書を出させていただいたあとに、市内の放課後児童クラブの児童に対しても、すぐ生理用品の対応をしていただいたとお聞きしております。大変にありがとうございます。

さらには、働く女性が休める環境整備も重要と考えます。労働基準法第68条で定められている生理日の就労が著しく困難な女性に対する措置などの制度の周知が大切だと思います。市内の企業等への一層の周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置というものにつきましては、小関議員仰るとおり、労働基準法第68条により、「使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時に、その者を生理日に就業させてはならない」と定められており、生理によってつらく働けない状態にある時は、使用者は本人の請求に基づき、働くことを免除するというものになっております。

この制度を適切に運用するためには、生理休暇の取得、その詳細について、会社が就業規則や労働契約等に定めることが必要となります。今後働く女性が適切に生理休暇を取得できるよう、市内の企業における運用状況を把握するとともに、所管庁であります労働基準監督署など関係機関と連携しながら、市内企業への制度周知を図ってまいりたいと思います。以上であり

ます。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ありがとうございます。やはりあの、法律があるにも関わらず、周知されていない、分かっていない。私自身もこういう機会があって、いろいろあのお話を伺い、また調べさせていただいた中で、分かってきたことであります。本当にあの生理の痛みとか、苦しみというのは、個人差が大変に多いものでありまして、本当に一人ひとり違いがあります。それに対して、しっかりと体を休めることができるという安心感があれば、そういう会社でしっかりと対応できるという、その会社自体が信頼を得ることができると思いますので、ぜひ今課長が言われたように、市内の企業の方のほうに、しっかりと周知をしていただきたいと思います。また国においても、しっかりと女性を支えるということで、今後、対応していくというお話も聞いておりますが、国よりもしっかりとあの尾花沢市は先行して、こうやって働く1人の女性をしっかりと支えていくという姿勢を、ぜひ見せていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、不育症についてお伺いいたします。先ほど、公式ホームページに掲載されているということで、6月10日付けで、不妊症ご存知ですかということで、掲載されていることを確認させていただきました。また、山形県のホームページのやまがた子育て応援サイトへしっかりとつなげる案内もされておりまして、早急の対応に本当に感謝いたします。

以前、不育症に対しての質問をさせていただいた時に、不育症に対してのガイドラインができてないという回答がありましたけれども、しっかりと今回、国の方針に基づいて、市のほうでもしっかりと対応されているということに、大変感謝いたします。

具体的にはどのような形で、今後市報などへの周知なども考えているのでしょうか。お尋ねいたします。

◎議長(大類好彦議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

不育症についての周知のご質問でございますが、不育症につきましては、なかなかあの不妊症ほど知られていない、認知度が低いということがございます。今回ホームページのほうに掲載させていただきまして、さらには市役所内の掲示板のほうにも、ポスターを掲示させていただいて、窓口のほうにもパンフレット等

を置いております。今後市報等への周知につきましては、適宜必要性があれば、その都度検討して、掲載のほうも検討していきたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

よろしくお伺いしたいと思います。やはりあの今課長が言われたように、不育症ということ自体がまだまだ認知が低いと思っておりますので、やはり不妊症とも違い、妊娠はしたけれども継続ができないということで、本当に心理的な負担が重く、ケアが必要な方が多いとお聞きしております。不妊症以上に不育症というのが、負担が大きいと思っておりますので、そういう相談があった時には、やっぱり精神的なケアが、不妊症の時と同じ、それ以上にわたる不育症のケアが必要になるかなと思っておりますが、今後そういう相談があった時には、どういう対応をお考えでしょうか。お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

不育症の方が相談に来た場合は、その都度、保健師等が相談にのって対応していたり、あとは専門の相談機関のほうにつなぐような、窓口としての対応をとっていきたくと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

今回ホームページに掲載していただいたということで、尾花沢市がそうやって不育症に対して、しっかりと対応されていることを表すことによって、安心を感じられた方も、なかなか言葉にはできない部分ではあるかとは思いますが、そういうことを感じてくださる方がいらっしゃると思いますので、今後とも適切な対応をよろしくお伺いしたいと思います。

次に、有害鳥獣被害対策についてお伺いいたします。やはり市長の答弁にもありましたが、県外、石川県小松市の加賀森林組合では、クマの主食である、ドングリの実を食べて、食べ物を求めて人里や住宅地に下りてこないようにということで、人との遭遇や人身事故を防ぐために、ドングリの実を付ける広葉樹、クヌギ、ナラ、コナラなどを植栽して、クマの餌場となる豊かな森づくりをしているという、循環型の森づくりを行っているということも、ちょっと事例もありましたが、市長からの答弁もあったように、それがより一層の被害を増やしてしまうのではないかと。また、実績、ま

だ結果的にも出てないということがありましたけれど、大事なところは、やはり森の整備がなされなくなったということが、大事なところではないかなと思いますので。やっぱり山と人里の区切りを作るということで、バッファゾーンということの取り組みも存じ上げておりますが、やはりあの森に入って、しっかりと整備をしていくということが大事なところだと思いますが、今後、今やっている取り組みを、さらに充実していくということではありますが、やはりそれが、一時的なことではなく、長い時間必要な取り組みだと思いますので、今後また新しい政策も始めるということですが、息の長い取り組みが必要だと思いますので、今後どのような形で推進していくか、お伺いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸 栄樹君)

野生鳥獣被害の軽減に向けてのご質問だと思います。まず1つが、森づくり活動については、やはりあの議員さん仰るとおり、なかなか森林の整備が手付かずの森林が増えてきたのかなという思いはありますけれども、まず大前提として、鳥獣被害軽減のために、私も今年度から始めさせていただきました地域で、その地域の実情に応じて、鳥獣被害防止対策を推進する、地域ぐるみ対策、こちらのほうが今年度の実績を検証させていただきながら、次年度以降につなげていきたいと考えているんですけれども、この取り組みが重要ではないかというふうに思っています。

この中で、自分たちの生活環境の改善ですとか、あと中には、もしかしたら山林の整備についても検討する集落、地域があるやもしれません。そういった場合については、多方面でできる限り支援をしてみたいという考えのもとに事業を創設させていただきましたので、今後ともあの地域に寄り添った活動になるよう、支援してみたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

やはり地域に立った活動というのが1番大事になってくるかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

具体的には自分の地区のほうでやりたいということは今出ているでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸 栄樹君)

現在3地区と協定を締結させていただきました、事業を推進することになってございます。その3地区の方、大変活発な地域での意見交換がなされているようでございます。実際はですね、細かい点については、たぶんまだこれからになるのかなと思ってございますけれども、大きくは追い払い活動と、地域内のやはりあの適正な残渣処理といえますか、集落の点検活動、こちらのほうが今のところメイン活動になってございます。それ以上につきましては、今後の事業の推進の中でという話になろうかと思えます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

やはりしっかりと地域が連携するというのが、1番大事なところかなと思います。だんだんと人口減少ということが、やっぱりそれに関わってくることかと思えますが、各3地区が、しっかりとそれぞれの地区の特性を活かして、しっかりと鳥獣対策ができて、被害が削減したということがあればよろしいかなと思いますので、お伺いいたします。

あとドローンについてですけれども、今回しっかりと5名の方が対応されているということで、お伺いしておりますが、ドローンは鳥獣害だけでなく、いろんなところに使えるのではないかなと思います。今後農林課だけでなく、課を越えてのドローンの活用とかは、考えているところはありますでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸 栄樹君)

私ももまだ昨年の秋に導入したてでございまして、多くの場面でちょっと活用できるような状況になってございませぬけれども、予算をいただいた中で、有害鳥獣対策ということでドローン購入させていただきました。ただ、今現在、想定されるのは、有事の際ですとかに活用できるのかなということでは想定はしておりますけれども、やはり主の用途は有害鳥獣対策という形で判断させていただいております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

やはり目的がということであると思いますが、今農林課長が言われたように、有事の際、その時にやはり危険な場所に行けないとか、そういう時にあのドローンが使えれば、もし仮にですけれども、行方不明者が出

たとか、そういう時にそのドローンが使えれば、より良い使い方というか、活用ができるのではないかなと思います。

あとやはりドローンというのは、操縦が大変難しいというところも聞いておりますが、そういう形で、あの研修を5名の方が行われているということでしたが、定期的な形で研修はされているのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸 栄樹君)

ドローンについてでございますけれども、やはりあのドローンを活用して、それを生業にする場合には、きちんとした講習会を受講した上でないと活用できないとございます。ただあの本市につきましては、有料で活用しているわけではございませんので、こちらの研修については、メーカーの方の指導を受けながら、航空法などもちょっと勉強させていただきながら、操作研修をさせていただきました。ドローンのほうも、かなり安全性高くなってございます。操作員からの距離ですとか、ある程度一定距離以上いかないような安全対策ですとか、あと10分以上飛ばない対策ですとか、なんかいろいろ安全対策はありますけれども、所詮はあの1人の人間が操作するものでありますので、私は操作研修は必要であるというふうに思っております。定期的という話ではございますけれども、5人で今のところは十分業務のほう、担えておるといふふうに判断してございますので、今年度またあの追加で何名か操作研修を受講しながらですね、対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

本当に操作技術というのが、やはりいざ使う時には大変重要になってくるかなと思いますので、ぜひより多くの方が安全に操作できることが大事だと思いますので、操作の研修もぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、ひとり暮らしを支える仕組みについてお伺いいたします。今市長のほうからも答弁ありましたように、各福祉関係の方がしっかりと連携されているということを知って、大変心強く思ったところです。あの福祉ネットワークづくり、隣組事業ですが、やはり知られていないところがあるかなというのをちょっと感じているところです。それぞれ皆さん情報を共有していますということが今ありましたが、その当人がその

状況を分かっていないのかなという状況もありますので、そういうところを、どういう形で、しっかりと当事者に伝わるように、今はどういう形で伝えているのでしょうか。お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

お答えいたします。小関議員仰るとおりに、要援護者については、どのようなサービスなのかについていうことは分かっているかと思うんですけれども、実際に老人でも元気な方がいらっしゃいます。その方についても、各地区の担当民生委員さんは、単身老人、または老夫婦世帯というのは把握しております。その世帯に対しても、いざとなった場合には、このような福祉隣組事業がございましてということも、こちらのほうも周知していかなければならないと思いますので、いざとなった場合にも柔軟な対応できるかと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

やはり民生委員の方に本当に日頃大変にお世話になっておるといふことも、承知しております。また、尾花沢の方は我慢強い方が多いので、なるべくなら自分のことは自分でという方が多いようで、本当にぎりぎりになって初めて助けてほしいって、ヘルプの声を出される方が多いと思いますので、やはり急な病気とかケガというのはいつなるか分からないので、やはりヘルプの声を出された時に、しっかりとこう受け止めて、連携していただけるように、今課長が言われたように、しっかりと情報も伝えていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、障がい者の支援拡充についてお伺いいたします。やはり山形県内ではまだ、「災害時支援・みまもりスカーフ」というのを使われている自治体はないんですけれども、スカーフというのは、肩にかけられる大きいスカーフなんですけれど、4方向にそれぞれ、耳が不自由ですとか、そういう形で書かれているもので、スカーフを背中に背負うことによって、すぐ認識していただけるというようなスカーフで、いざという時は、包帯代わりとか、マスクにも使えるというような状況です。また先ほどもありましたけれど、尾花沢市ではヘルプカード、ヘルプマークというのを推進されているということで、だいぶ使われる方が増えている、受け取った方がいらっしゃるってことは聞いたんですけ

れど、最近は横ばい状態とか、ちょっと増えていない
っていう状況も聞いておりますので、やはりしっかりと、
そういうヘルプマーク、ヘルプカードというのがある
ということ、あらためてしっかりと周知していく必要
があると思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

お答えいたします。ヘルプマークにつきましては、
障がい者手帳とかの交付をした際に交付しております
けれども、実際には交付というよりも、そのマーク自
体があるんだということを、それ以外の方が周知する、
こちらのほうも大切かと捉えております。福祉課とい
たしましても、そちらのことも踏まえながら、お互い
に周知のほう、十分に周知できるよう対応してまいり
たいと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ぜひ、そういういざという時に、お互い気付いてあ
げれる、気付いてもらえるような体制が必要だと思
いますので、そしてヘルプマーク、ヘルプカードを持
っている方に対しては、何か異常を感じた時には声を掛
け合える、掛けることができる関係性が必要になるか
と思いますので、やはり尾花沢の方は本当に人情味
があるので、先ほど市長が言われましたけれど、本当に
皆さんとしっかりと連携が取れている、また隣近所も
大変仲良くしている、またそういう地域性があると思
いますので、そういうところだからこそ、そのヘルプ
マークを持っている人にはすぐ声を掛けられる、そし
て掛けてあげられる関係というのは、本当に大事だ
と思いますので、ぜひしっかりと周知していただいて、
また対応していただけるようお願いしたいと思いま
す。

以上で、一般質問終わらせていただきます。ありが
とうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、小関英子議員の質問を打ち切ります。

ここで、15分間休憩いたします。

休憩 午後2時45分
再開 午後3時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

この際申し上げます。本日の会議は時間を延長しま
すので、あらかじめ、ご了承願います。

次に12番 伊藤浩議員の発言を許します。伊藤浩議
員。

[12番 伊藤 浩 議員 登壇]

◎12番(伊藤 浩 議員)

6月定例会にあたり、一般質問の機会をいただきま
した。本日最後の質問でございます。よろしくお願い
いたします。

6月も半ばを過ぎたわけですが、山々の緑
も本当に豊かになり、水田には早苗が緑の絨毯のよう
に敷き詰められ、また尾花沢市特産のスイカ畑も青々
とした葉が茂ってまいりました。豪雪にもめげずに、
元気よく育ってくれているこれらの農作物を見るたび、
これからの天候が順調に経過して、農作物とこれら
を手掛ける農家の皆さん方の苦労が、報われる実りにつ
ながってほしいと、願わずにはおられません。そんな
思いを込めながら、通告にしたがい質問に入らせてい
ただきます。

まず過去5年以内に採択された請願案件の進捗状況
について、3点お伺いをいたします。

平成28年3月定例会以降、5年間で17件の請願が採
択されております。

1点目でございますが、私は、請願は市民の皆さん
が市議会を通し、当局に訴える究極の願いであるとい
うふうに受け止めておりますが、市長の請願に対する
基本的な考え方をお伺いいたします。

2点目に、この17件の請願について、願意どおりに
実現された件数は何件あるのでしょうか。また改善が
進んでいない背景としては、どのようなことがあるの
か。併せて平成28年請願第3号として採択された案件
の進捗状況についてお伺いをいたします。

3点目に、請願が実現されるまでに、長い時間が必
要な案件については、当局から請願提出者に対し、そ
の進捗状況を報告すべきであると考えますが、いかが
でしょうか。

次の質問に移らせていただきます。農業を取り巻く
諸問題について、3点お伺いをいたします。

1点目でございますが、本年度の尾花沢市の水田作
付の生産の目安は、生産量では昨年比371トン減の1
万3,870トン、作付面積換算では、昨年比で約80ha減
の2,375haとなっておりますが、今年度、各農家から
出された生産実施計画書の累計面積との差異は、どの
ようになっているのかお伺いをいたします。

2点目に、転作水田の中で、自己管理保全に区分さ

れている圃場は、転作面積全体のどのくらいの割合を占めているのかお伺いをいたします。また自己管理保全の状態が3年以上を経過し、転作交付金の対象外となっている面積はどのくらいあるのか。併せて伺います。

3点目に、本年度からスタートをしました新規事業、地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策事業について、現在の進捗状況をお伺いいたします。また今年度は、構築分の予算が計画されておりますが、今後どのように展開されようと考えておられるのか、併せてお伺いをいたします。

以上、質問席からの質問とさせていただきます。答弁をお伺いして再質問をお許しください。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

伊藤議員から、大きく2点の項目につきまして、ご質問いただきましたので、お答えいたします。

初めに請願についての基本的な考え方についてです。

請願権とは、国や地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務に係わる事項について、苦情や希望を申し立てることのできる権利で、憲法で保障された基本的人権の1つです。

請願を行う場合には、請願法や地方自治法、そして議会会議規則に基づき実施されており、請願法第5条では、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と定められております。

次に、過去5年間で採択された請願件数17件についてですが、内訳として、国や県に対する請願が9件あり、議会から意見書が提出され、完了しております。市民からの請願は8件あり、完了したものが1件、現在事業を進めているものが1件、そのほかの6件については、諸々の課題があり、その問題を解決しながら前へ進めていかなければなりませんけれども、まだ実現にはいたっておりません。

請願が長い期間実現されない主な背景については、市道改良の場合には、筆界未定地や未相続などの用地の課題、そして流雪溝整備の場合は、用水確保の課題など、事業を進める上で重要な諸課題が解決されていないためです。

平成28年請願第3号「鶴子第三区河原地区内農道の市道編入に関する請願」の進捗状況についてですが、その道路の管理者である村山北部土地改良区と市道編

入について協議しておりますが、大型車など交通量が増加した場合の周辺への影響や、一時通行止めを行っている区間の水路の取り扱いなど、周辺受益者とのさまざまな課題があり、事業化にいたっていないのが実情ですので、請願者とも話し合いを行いながら対応してまいります。

なお、現在は鶴子地内小塚沢や御所の水公園へ向かう市道IV-869号線が、落石や倒木などの危険があるため、一部通行止めを行い、当該農道を迂回路とし、管理者である村山北部土地改良区の許可を得て使用している状況です。

このような案件がある場合には、請願提出者への途中経過の説明や話し合いを持ちながら、課題を解決し請願が実現されるよう努めてまいります。

次に、請願の進捗状況について、当局が提出者に対して進捗状況を報告すべきであるとのことですが、常盤地区や玉野地区では、行政懇話会の際に請願の進捗状況について説明しております。今後、このような機会がない地区については、何らかの機会を設けるなど、地域と連携を図りながら、請願の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、令和3年産米の生産の目安についてお答えします。

令和3年産米の生産の目安については、昨年11月27日に山形県農業再生協議会から提示を受けた、市町村段階の生産の目安は、令和2年産米に比べて371トン減の1万3,870トン、面積換算では80ha減の2,375haとなっております。これを受け、本市の農業者別生産の目安を、1月26日に開催された市農業再生協議会の臨時総会で設定方法を決定し、2月に認定方針作成者、いわゆる集荷業者を通じて各農家に通知しました。

5月末現在の状況ですが、各農家からご提出いただいた水稲生産実施計画書を基にした主食用水稲作付面積は2,319haであり、生産の目安2,375haより56ha少ない計画となっております。

なお、水稲生産実施計画書の提出期限は6月30日までとなっておりますので、今後多少の変動はあるかと思われま

次に、主食用米を作付けしない水田、いわゆる転作水田における自己保全管理の割合及び水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田についてですが、初めに本市における転作水田の面積は、5月末日現在で約1,928haとなっており、そのうち自己保全管理は約17%の約333haとなっております。

次に、水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田

についてですが、経営所得安定対策等実施要綱では、平成30年度以降、3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な水田とされており。現状で交付対象から外れる予定の面積は約24haあり、対象となる農家に書面で作付けの意思を確認しているところです。自己保全管理が継続的な水田は、荒廃農地につながる恐れもあると危惧しております。対策として、人・農地プランで農地の出し手となる者として位置付けられる方の農地や、農地中間管理機構を通して、農地の貸借契約が成立した農地は、未作付3年以上経過していても、直接支払交付金の交付対象水田となる措置もあります。事業の周知を図り、水田フル活用による農家所得の維持、向上に努めてまいります。

今年度新規事業の地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策推進事業についてのお尋ねですが、本事業は、地域住民による活動組織が、自ら計画、実践する鳥獣被害防止対策を包括的に支援するものです。地域ごとの実情に沿った効果的な被害防止対策を地域ぐるみで計画、実施することで、被害の軽減はもとより、地域住民共助による活動を通じた被害防止意識の醸成も期待しているところです。

補助要件として、市と3カ年の事業協定を締結し、継続的に活動を行うこと、被害実態の確認と検証を行い、情報を共有化するため得られた情報を、対策地図に落とし込むこと、共同で行う被害防止活動を2つ以上行うこと、を要件としております。

今年度は初年度でもあることから、モデル的に5つの活動組織を予定しており、鶴子地区、寺内地区、丹生第2地区の3組織です。すでに事業に着手しております。各組織では活発な意見交換や市と積極的に情報の共有を図るなど、このような地域の盛り上がりは、鳥獣被害の軽減に効果が期待されますので、継続して支援してまいります。

今後は、降雪期までに取り組んだ事業内容を総括し、地域オーダーマイドの取り組みが地域に定着できるか、独創的かつ発展的なさらなる取り組みを考えられるかなど、モデル地区との意見交換を踏まえた検証を行い、必要に応じて制度の見直しを図った上で、来年度から広く公募する予定です。現在の鳥獣被害防止対策は、事案が多種多様化する中で、対応する人員が限られていることを踏まえると、地域が一体となった活動を行うことが重要です。主体的に活動する地域組織と連携を図り、包括的な支援を行うことで、鳥獣被害の軽減、そして耕作放棄地の発生防止につながるものと考えて

おりますので、今後、より効率的で効果的な事業となるよう推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

何点か再質問させていただきたいと思います。

まずあの請願の進捗状況でございますけれども、私は、請願というものは、先ほど申し上げました、市民の皆さんが究極の願いを込めてますので、先ほどいただいた市長の答弁は、法の見解的な部分だったかなというふうに思います。市長個人としては、どんなふうに使われているのか、あらためてお伺いします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

請願そのものは、本当に地域で生活している市民が、行政として市から、本当に早くこういったことを解決していただきたいと、切なる願いがこもったものというふうに受け止めて、私も23年間、議員活動の中で、しっかりと受け止めさせていただきました。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

私も同じような思いでございますので、先に質問を進めさせていただきたいというふうに思います。答弁の中で、17件中、意見書、議会の意見書を提出するという案件が9件あったわけでございます。残り8件のうち1件が実施済みと1件が実施中という内容というふうにございました。請願はですね、議会で通ればそのまま提出されるということになりますけれども、やっぱり市民の皆さんが実際困っておられる案件、8件のうち2件は今継続も含めて、実施されているというふうな結果でございますけれども、この数字については、どう思われますでしょうか。総合政策課ですかね。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

請願につきましては、先ほどあったとおりの件数になります。実施できていない数字のほうが多いのかなというふうに捉えたところであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

確かにですね、請願の内容も多種多様でございます。

ほいきたと今日言われてすぐできるようなものは、ほとんどないのではないかなと、私も承知はしております。ただやっぱり、何回も申し上げますが、皆さんが本当に困って、そういう願いを、願意を表しているわけでございますので、やっぱり予算を、中長期的な計画を立てたり、皆さんの年次変化というふうな部分もあるかと思っておりますけれども、その辺はやっぱりぜひ皆さんとコンタクトを取って、進めていただきたいと。どうも現状を見ておりますと、採択された結果は請願者の提出者の方に連絡はいつてるようでございますけれども、その後がなかなか分からない。どうなっているんだと。よく我々も聞かれます。また、請願出された方も、区長さんというケースが多いかと思っておりますけれども、また代わってしまうと。かえってどこ行ったんだろうという状態は強くなってしまおうという傾向にございます。その3点目で申し上げました、やっぱり途中経過を何らかの形で報告すべきではないかなというふうに思います。先ほどの答弁の中では、地域の中での懇談会、座談会等あった場合には、そういうお話をさせていただいているという内容でございましたが、これも全ての地区がやっているという現状ではないかなと、私は思います。これ、文書連絡でもよろしいのではないかなというふうに思います。ぜひあのそういう形で、提出者の方にこまめな連絡をしていただきたいというふうに思います。総合政策課長、よろしいですか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

明確なルール作りについて、やはりこれ市長とも話させてもらったんですけども、今現在ないというふうな状況を確認しました。やはりあの、先ほど言ったような形で市長の思いも請願に対してはありますので、ぜひ一定のルール、それが文書での通知という部分もあるかと思っております。またあの紹介議員の立場での請求という部分も、この請願にはあるようでしたので、議員の方々とも一緒にご相談しながら進めさせていただくかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

お願ひをいたします。1件私の地元の部分の話をさせていただいたんですけども、これもですね、ご答弁にありましたように、従来の市道4級市道869号でございまして、片側の山がせり出している部分

がございました。落石とか倒木の危険があるというふうなことで、その区間、もうしばらくの間、通行止めにしていただいております。そういう現状を踏まえて、別な農道を何とか市道に編入していただけないかというような内容の請願だったわけなんですけれども、答弁にありましたように、管理者は村山北部土地改良区、菅根理事長が管理されているわけでございますけれども、確かに旧道のほうには、排水水路もまだ残っております。その水路も必要な水路でございます。やっぱり一部の皆さんからは、市道を向こうに変えてしまうと、こっちの今までの市道がかまってもらわれなくなるんじゃないかというふうな、さっき答弁の中にも、少しその文が出てまいりました。しかしそこはそこで、実際今、危険で通れないという現状が事実でございますので、ぜひあの今後とも村山北部土地改良区との協議を続けていただきまして、なるべく早く皆さんが安全に有効に使える市道編入というふうな方向性をお願いしたいというふうに思います。

次に2点目の、農業を取り巻く諸問題について、再質問をさせていただきます。

本年度の稲作の生産目標の目安、最大面積で2,375ha、今日初めて生産実施計画書の累計面積をお聞きしました。大変残念でございます。出された目標に対して、56haも計画の面積が少ない。この背景について農林課長は、どういうふうに捉えられていらっしゃいますか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

お答えいたします。県から提示された主食用米の作付上限面積と捉えておりますけれども、2,375ha、計画書の集計がそれより50ha少ないということは、昔の転作利用、超過達成50haという捉え方でございます。あと56ha分、余分に主食用米の作付が可能であるという捉え方とともに、やはりあの先ほど来、米余りに伴う米価の下落が大変心配されている状況も考えますと、尾花沢も56ha超過達成しているような状況になっておりますので、国の施策に沿った対応ができてののかなという、前向きな捉え方もできるところでございます。

今現在、農林水産省のほうでは、やはりあの今年度、新型コロナに伴う米の消費がさらに落ち込むのではないかなという、大変危惧をされているという状態でありまして、転作の推進面積も、さらに協力できないものかという、実は打診も受けておって、尾花沢はその意向に沿った対応ができていないのかなというふうに、前

向きに捉えてございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

米の消費量の問題についても、今お話をするつもりでおったんですけども、今農林課長からありました。やっぱりこのコロナ禍の中で、以前3月定例会でも、私は申し上げたはずでございます。やはり米にもコロナ禍の影響が出ている。何かの対策が必要なのではないかという話をさせていただきました。今年あの56ha、数字上未達というふうな部分については、やっぱりこのコロナ禍も含めて、稲作に対するこの何か意欲が転出した部分が少し出ているのかなというふうに思いました。

本来ならば、この目標の目安の2,375ha、これをオーバーしてですね、オーバーした分は飼料米とか、そういう分で調整しますという方向性が出てくれば良かったのかなというふうに今思ったところでございます。

いずれにしろ、今申し上げたような消費量の問題、まだ先の見えない部分もございまして、これからしっかり情報を、農家の皆さんに届けていただきながら、冒頭申し上げたように、やっぱり、秋の収穫は、田んぼ作って良かったなというふうに、皆さんが喜びを得られるように、お願いしたいと思います。

次に、この転作面積、田んぼになっているところが2,320haぐらいあるわけですね。その田んぼになっていない、転作された水田、1,928haのうち何も栽培されていない、いわゆる自己管理保全の面積が17%ほどの割合になっております。333haという答弁でございました。この333haのうちですね、約24ha、割合で7.2%、これがいわゆる、仮に作付をしたとしても、交付金の直接支払対象にならない面積ということになるわけでございます。この制度そのものがですね、平成25年か26年あたりに出たんじゃないかなというふうに思っていますけれども、これも私はですね、本来これ国の制度でございまして、国ではなるべく田んぼを荒らさないで、作付けしてくださいよと。作付した分については交付金をお支払いしますというふうな考え方だったと思うんですけども、現状はですね、やっぱりあの農家の皆さんも、できることであればきちっと自分の農地は自分が作付をして、管理をしたい、誰もがそうだと思うんです。しかしながら、やっぱりそれぞれの家庭ではいろんなアクシデントも出る場合もあるかと思えます。そんなことで、私が相談を受けた方もですね、病気をしてしまったんですけ

れども、特に私の地元のような山深いところ、まだ圃場整備が済んでいない田んぼがたくさんございます。なかなか誰かに耕作依頼をというふうに思っても、受け手がいないというのが現状でございます。その方が今度何とかまた田んぼもできるようになったんで、ぜひあの転作したいというふうに申し込みをしましたが、3年以上作付されてませんので、ちょっと交付金の対象になりませんよというふうに言われてしまったという事例がございます。

私が一番心配するのは、今申し上げているそういう田んぼ、これが荒廃農地に1番なりやすい。答弁にも一部ございましたが、こういうところがもう2年、3年ぐらいするともう手がつけられないというような状況になるんだというふうに思います。やっぱり尾花沢市の中にある農地、今残念ながらですね、農林課からデータもらった中でも、遊休農地の田んぼが47ha、畑が約113haの荒れ地になってるというようなデータもいただきました。こういう状況もあるんですけども、やっぱり尾花沢市の中にある土地というのは、もちろん地権者は市民の皆さん個人個人でございまして。前にも何回か申し上げたと思いますけれども、やっぱり広く考えれば、尾花沢市の財産というふうに私は思っております。そんな意味で、この耕作放棄地はですね、やっぱり少しでも広がらないように、今打てる手は今打っていただくということをぜひお願いしたいというふうに思います。

1点、本年度から同じように新規事業として、荒廃農地リニューアル事業がスタートいたしました。農林課長には、この前の常任委員会の中でも少しお話を伺ったわけなんですけれども、ぜひこの事業とですね絡めた中で、なんとかその3年以上、4年、5年など経過している遊休農地をリセットするような組み合わせはできないのか。お伺いをいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

ただ今のご質問についてでありますけれども、先日の産業厚生常任委員会の中でもお話をさせていただいたとおりでありまして、その内容につきましては、荒廃農地リニューアル事業については、営農継続のために活用できる事業ではないという点でございます。今、伊藤議員からご提案あった点は、自己保全管理として営農継続をするために事業を活用するというご提案でありましたので、事業の目的がちょっと違うのかなということで、委員会の中でもお話をさせていただいた

とおりでございます。大変あのハードルの高い申し出だなどというふうに思っております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

やはりあの国や県の補助をいただきながら展開している事業でございますので、むやみなことをやれとは申しません。ただ何とか、今の現状を打破できるような案件がないかどうか。あるいはこれからの施策の中で、何とかこういう方法だったらいけるのではないかなという部分がありましたらですね、前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

3点目、地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策推進事業、この事業が今年度からスタートしますというふうにお話を伺った時に、本当に私は嬉しく思いました。これも前から、いろいろと提言をさせていただいておりましたけれども、やはり個人個人の対応で防げるレベルの鳥獣被害ではないというふうに思っております。その意味で、この新しい事業が、やっぱり新たな鳥獣対策の第一歩に、私たちはしていくべきではないかなというふうに思います。やっぱり鳥獣被害対策が騒がれるようになってから、だいぶ時間も経ちました。その中で対象の鳥獣が、いろいろこう変化をしてくております。答弁にもございましたが、やっぱり変化をしていく中で、その地域全体として、どういうふうに対応していけばいいのかというようなことを、地域の皆さんが全体で取り組んでいくという考え方が、こちら基本でございますので、確かに実行するには大変だと思います。高齢化も進んでおります。若い方もあんまりいません。でも、地域の中で、高齢者の皆さん方はこういうことだったらできるのではないかなというふうなお話し合いもしてまいりました。何とか、じゃあみんな協力して、少しでも被害をなくするようにやっいていこうというふうなことで、私たちの地域も三者協定を提出させていただいたわけでございます。

現在3地区、締結が完了しましたというふうなことなんですけれども、今年度5地区の計画があるわけなんですけれども、残り2地区はどうなのでしょう。今また話が出ているような、そういうふうな状況はございますか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

予算をご可決いただいた5地区については、モデル的に今年度、何とか5地区でやりたいという思いのも

と、3地区、4地区目、5地区目とお話させていただいてるところでございますので、何とか事業の推進に向け、契約してまいりたいなと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

先ほど申しあげましたようにですね、皆さん困るには困っていらっしゃると思うんです。ただ、やりたくともなかなか自分たちだけではできないなというふうな地域も出ておられるのかなというふうに思います。これは、3年間の継続事業でございますので、いろいろまだこれからですね、運用がスタートした中で、もしかしたらちょっと予想できなかったような問題も出てくるかもしれません。ぜひあの市当局も地域と一体となって、協力をしていただきながら、進めていただきたいなというふうに思います。

あとですね、ちょっとあの、この地域ぐるみの中で、市の猟友会の皆さん方にも、いろいろと協力していただく部分も出てくるのではないかなというふうに思いますけれども、ちょっとあの最近、私自身が経験しましたことで、少し心配なことがございました。錯誤捕獲のことです。錯誤捕獲というのは、例えば今狩猟期間ではございません。鳥獣を捕獲するには有害駆除の許可が必要なわけです。有害駆除というのは、私が説明するのちょっとおかしいんですが、イノシシとかツキノワグマとか、この対象の鳥獣によって捕獲方法も違います。ただですね、やっぱりあの当初は、イノシシの有害駆除許可が出ていて、くくり罠を設定しました。たまたまそこにほかの動物が入ってしまうことがあります。私も初めて、まだ去年からなんで、日も浅いんですけども、この前経験したのは、ニホンカモシカが入ってしまいました。先輩の皆さんとも、どうしようというふうに、いろいろ相談したわけなんですけれども、なかなかこうちょっと、そういう安全対策といいますか、皆さん分かっていないのではないかなというふうに、ちょっと心配な思いを持ちましたので、例えばあの、今私が申し上げたようなケースの場合ですね、私はあの麻醉銃かなんかで安全な状態にして逃がしてやるという手しかないのかなというふうに思ったんですか、なかなかそうすぐにはできないんだと、先輩方が仰るもので、皆さんの言う指示で私もやりましたけれども、結局動物を押さえつけて、罠を外してあげて逃しました。そういう安全対策の部分についてですね、もう少しこう猟友会の皆さんと意見

交換が必要なんではないかなというふうにその時思ったんですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸 栄樹君)

ご質問にお答えします。やはりあの、いくら市のほうで鳥獣対策の実施隊を編成していてもですね、その実施隊の隊員が鳥獣の捕獲とかにあたられるわけではございません。それは伊藤議員もご存知であるかと思えます。車の免許と同様にですね、狩猟免許を取得した者が現地で対応することになっております。当然ながら、狩猟免許を取得した者、いわゆる猟友会の会員の方なんですけれども、プロでありますので、何かありましたらやはり個人免許でありますので、全部自分の責任のもとに活動するという内容になってございますので、私も実施隊の隊長を任されてはおるものの、現地の対応に指示を出せるような状況になかなかならないわけでございます。基本的にはやはり、現地で捕獲を担っている捕獲隊長を中心とした猟友会の皆さんで、安全対策なりを構築していただけることが1番なのかなというふうに思っております。なおあの、組織の中には獣医師さんもおられますので、先ほど来あったとおり、時間は掛かりますけれども、獣医師さんをお呼びしてですね、対応することも当然ながら可能でありますので、よくあの現場を中心として、話をまとめていただきながら、安全対策に努めていただきたいなというふうに思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤 浩議員)

やっぱり野生動物ですから、何をするか分かりません。その辺はやっぱり猟友会の皆さんも十分配慮しながら、活動にあたってくださっているというふうに思います。5年前ですかね、私の地域で事故がございました。人的被害が発生してしまったんですけど、絶対にああいう事故を再発させてはいけないというふうに思っております。本当にあのいろいろと取り組む仕事が多い中で、プラス鳥獣というふうな仕事も、市当局に与えられているわけでございますけれども、ぜひあのこの地域ぐるみの鳥獣対策活動、これをですね、何とか活用して、少しでも鳥獣が減るような尾花沢にしていきたいというふうに、私たちも頑張っていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

私の質問を以上で終わらせていただきます。ありが

とうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、伊藤浩議員の質問を打ち切ります。

本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散 会 午後3時50分